

九十九里町

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

〈令和6～8年度〉



令和6年3月

九十九里町

はじめに

介護保険制度の創設から 20 年以上を経て、わが国においては人口減少社会の到来、少子高齢化の進展といった、大きな課題を抱える状況がなおも続き、介護保険制度の重要性が更に増しています。



本町の高齢化率については、令和5年9月末日現在42.3%となっており、今後も増加傾向が続くものと考えられます。また、後期高齢者世代の増加や、福祉の担い手となる若年層の人口減少など、持続可能な地域づくりに向け厳しい状況にも直面しています。

これまで本町の介護・高齢者福祉分野においては、地域包括ケアシステムの構築・推進により、組織的・体系的なケア環境づくりを進めてきました。また、事業やサービスとしての支援ばかりでなく、より広い視点で地域のみなさまが協力・連携しあうなど、地域において失われがちな絆、ネットワークづくりの再構築を図ろうとする「地域共生社会の実現」といったテーマも全国的に掲げられる時代となっています。

こうした時代背景や地域の実状のもと、本町では、令和3年度に策定した「九十九里町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の満了に伴い、「九十九里町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。本計画では、団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）に到達する令和7年と団塊ジュニアの世代が65歳以上（前期高齢者）に到達する令和22年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために「地域包括ケアシステム」の充実、さらには、地域共生社会の実現に向け、様々な方々のご協力・ご支援をいただきながら、各施策・事業の位置づけを明確にし、推進していくものとしています。

計画の策定にあたり、ご尽力いただきました九十九里町介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、アンケート等にご協力くださいました皆様、日頃から地域の福祉行政にご理解をいただいている町民のみなさまに、謹んで御礼申し上げます。

令和6年3月

九十九里町長 浅岡 厚

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画の概要	1
(1) 計画の目的.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
(3) 計画の期間.....	2
(4) 計画策定の背景.....	2
(5) 計画の策定・推進体制.....	3
(6) 法制度等の動向.....	4
2. 九十九里町の高齢者の現状と今後の見込み	6
(1) 総人口・高齢化率.....	6
(2) 高齢者人口と高齢者のいる世帯.....	7
(3) 要支援・要介護認定者数と介護保険サービス利用者.....	10
(4) アンケート調査から見た高齢者の姿.....	13
3. 九十九里町の高齢者施策の方向	24
(1) 取り組むべき課題.....	24
(2) 国の基本指針について.....	26
(3) めざす方向.....	27
第2章 介護保険事業推進による安心の介護体制づくり	31
1. 本計画期間の介護サービス基盤整備方針	31
2. 介護保険サービスの実績と見込み	34
(1) 居宅サービス/介護予防サービス.....	34
(2) 地域密着型サービス.....	45
(3) 施設サービス.....	49
(4) 介護保険給付費の実績と今後の見込み.....	51
3. 介護保険事業の円滑な運用	54
(1) 介護保険事業費と介護保険料の推計・設定.....	54
(2) 利用促進及び低所得者への対策.....	57
(3) サービスの質の向上.....	58
(4) 介護給付適正化事業.....	59
第3章 笑顔で暮らすための介護予防・健康支援の推進	61
1. 健康づくりの支援	61
(1) 健康増進事業.....	61
(2) 各種健診（検診）事業.....	63
(3) 健康づくり活動.....	65

(4) 食生活改善活動.....	65
(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施.....	65
2. 自立支援・重度化防止のための介護予防の推進.....	66
(1) 介護予防・生活支援サービス事業.....	67
(2) 一般介護予防事業.....	68
(3) 認知症高齢者等対策（認知症施策推進計画を含む）.....	69
(4) 在宅医療・介護連携.....	72
3. 地域包括支援センターを中心にしたケア体制の充実.....	74
(1) 地域包括ケア体制の整備.....	74
(2) 地域ケア会議.....	74
(3) 地域包括支援センター機能の充実.....	74
(4) 包括的支援事業.....	75
(5) 任意事業.....	76
4. 自立した暮らしを支える施策の推進.....	77
(1) 生活を支えるサービス.....	77
(2) その他の福祉サービス.....	78
第4章 高齢者の生きがいづくりと高齢者を支える地域づくり.....	80
1. 高齢者の意欲的な活動への支援.....	80
(1) 就業支援.....	80
(2) 生涯学習・生きがい対策.....	80
(3) 交流・社会参加活動.....	81
2. 高齢者を支える地域づくりの推進.....	82
(1) 地域の見守り活動の推進.....	82
(2) 生活支援推進体制の確保.....	83
(3) 安心・安全対策の推進.....	84
(4) 感染症に対する備え.....	85
資料編.....	86
(1) 九十九里町介護保険運営協議会に関する規則.....	86
(2) 九十九里町介護保険運営協議会委員名簿.....	88
(3) 策定経過.....	88

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の概要

(1) 計画の目的

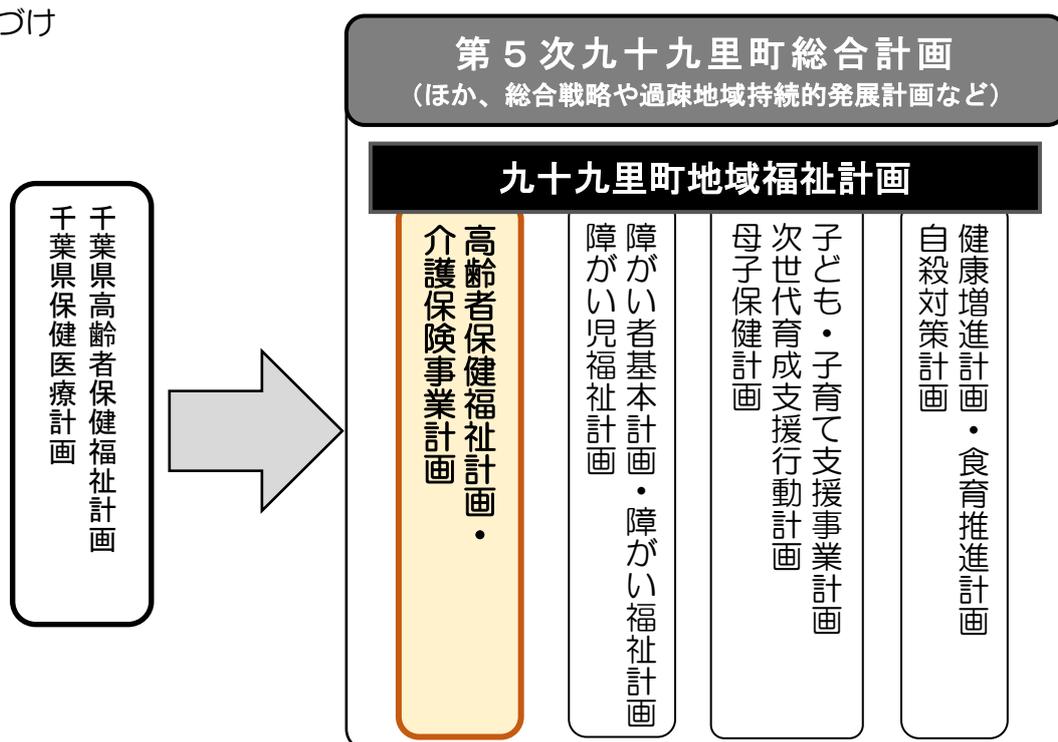
この度策定する「九十九里町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」は、地域包括ケアシステムづくりの目途とされてきた2025年（令和7年）を間もなく迎えるとともに、地域共生社会の実現を目指す2040年（令和22年）を展望して取り組む中長期的な視点が求められる計画として位置づけられます。このため、高齢者が住み慣れた地域で健やかに、安心して暮らせるための方策を具体的に計画し、推進するため策定します。

(2) 計画の位置づけ

「九十九里町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、65歳以上の高齢者の健康福祉施策、介護保険事業、生きがい対策などを総合的にまとめたものです。高齢者保健福祉計画は老人福祉法第20条の8、介護保険事業計画は介護保険法第117条の規定に基づき策定し、両計画を一体的に見直し策定します。

また、第5次九十九里町総合計画や九十九里町地域福祉計画等の方向性を踏まえ策定し、「千葉県高齢者保健福祉計画」や「千葉県保健医療計画」との整合性を図っています。

◆計画の位置づけ

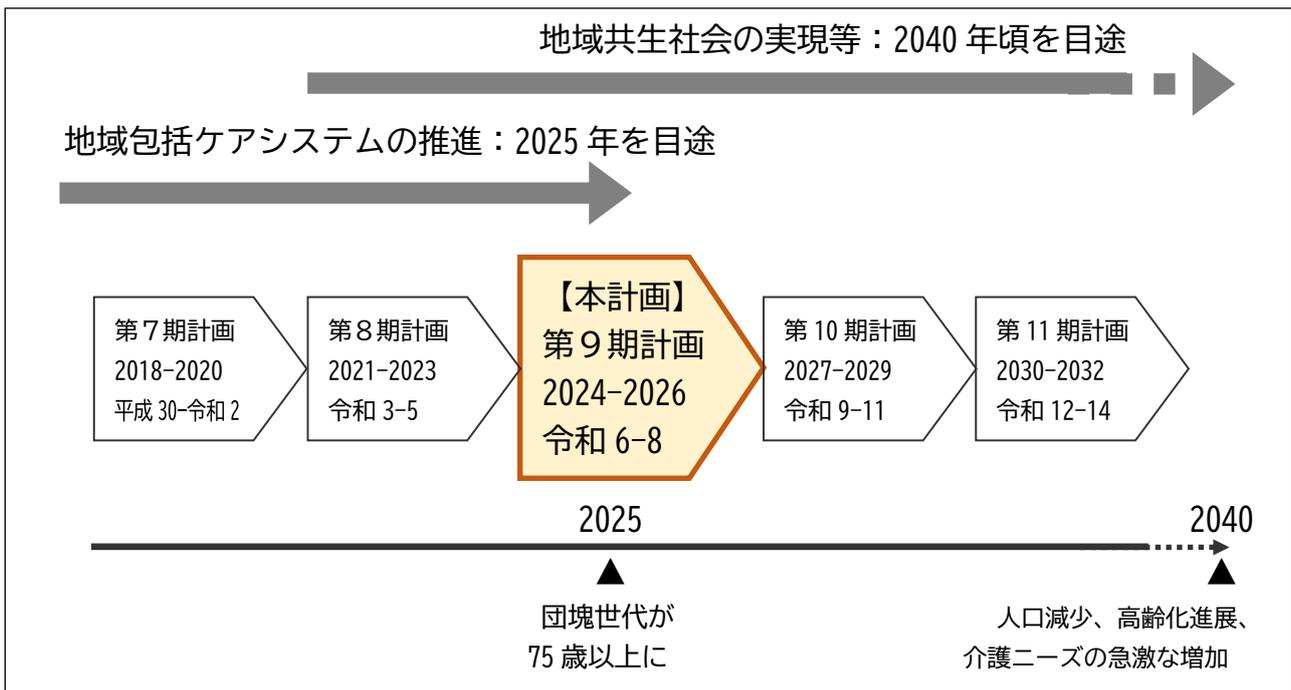


(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

なお、団塊の世代（昭和22年から昭和24年生まれ）が75歳以上に到達する2025年（令和7年）と、その子ども世代（昭和46年から昭和49年生まれ）が65歳以上に到達する2040年（令和22年）の将来像を見据えて策定し、計画期間3年目の令和8年度に計画の評価・検証を実施し、必要な見直しを行います。

◆計画期間



(4) 計画策定の背景

わが国の65歳以上人口は、令和5年4月1日時点で、高齢化率は29.1%と、高齢化が進行している状況です。

本町は、全国よりも早く高齢化が進んでおり、高齢化率は令和5年9月末現在で42.3%に達し、高齢者は今後も増加が見込まれており、令和8年には43.9%と予測されます。

本町は、高齢化の進行を踏まえつつ、令和3年3月に策定した「九十九里町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）」に基づき、『地域包括ケアシステム』の構築に向けた施策を推進してきました。

今後は、令和5年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」によって介護保険法も改正され、介護サービスの生産性向上や地域包括支援センター機能の充実などに適宜対応していく必要があります。

このような国の方向性を踏まえつつ、2040年（令和22年）を念頭に、人生100年

時代、100年寿命に対応した、高齢者が元気に活躍し続けられる、安心して暮らすことのできる九十九里町を創ることが重要な課題であることから、地域共生社会の実現をめざした施策を推進していきます。

(5) 計画の策定・推進体制

計画の策定にあたっては、介護保険被保険者、保健医療福祉関係者、介護サービス提供事業者、行政関係者等からなる「九十九里町介護保険運営協議会」で協議を重ねて策定しました。

また、策定にあたり、国の示す日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の手法を用いながら、町の独自設問を含めたアンケート調査を実施し、町民の意見の把握、計画への反映に努めました。

◆関連調査の概要

	九十九里町高齢者調査 (ニーズ調査)	九十九里町在宅介護実態調査
調査方法	郵送により配布・回収	郵送により配布・回収
調査期間	令和5年1月10日～2月13日	令和5年1月10日～2月13日
調査対象	九十九里町に居住し、要支援・要介護認定を受けていない高齢者、要支援認定を受けて自宅で生活している高齢者（要支援1・2）	九十九里町に居住し、要介護認定を受けて自宅で生活している高齢者（要介護1～5）
配布数	1,500件	584件
有効回答数	880件	295件
回収率	58.6%	50.5%

(6) 法制度等の動向

本町においてこれまで取り組んできた、地域包括ケアシステムづくりについて、一定の目途となる令和7年(2025年)を間もなく迎えます。また、さらなる長期的な視点に基づく取組みとして、高齢者世代を支える担い手である現役世代の減少が進む令和22年(2040年)頃を見据えた「地域共生社会の実現」を目指すなどの方向性のもとで、令和5年(2023年)5月、介護保険法等の改正が行われました。(令和6年(2024年)4月施行)

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」として施行される法律改正の趣旨、及び本計画に関わる介護保険法の改正要点については下表の通りとなっており、今後、法改正等に基づく具体的な取組みについて、適宜対応していく必要があります。

<参考> 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第31号)の概要

項目	内容	
改正の趣旨	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、市町村による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。	
改正の概要 (介護保険法の一部改正について、市町村事業計画に関する要点を抜すい)	(1) 介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上に関する事項	○ 市町村介護保険事業計画において、介護給付等対象サービスの提供等のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組みに関する事項について定めるよう努める。
	(2) 複合型サービスの定義の見直しに関する事項	○ 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスについて、その内容を明確化する
	(3) 地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項	○ 介護予防支援の実施に係る介護保険法指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も行うことができるものとする。 ○ 市町村長は、介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、申請に

項 目	内 容	
		<p>基づく指定を受けた指定介護予防支援事業者に対し、当該計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求められることができるものとする。</p> <p>○ 地域包括支援センターの設置者は、指定居宅介護支援事業者その他の厚生労働省令で定める者に対し、事業の一部を委託することができるものとする。</p>
	(4) 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項	<p>○ 介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならないものとする。</p>
	(5) 介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項	<p>○ 市町村が行う地域支援事業に、被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業を追加する。</p> <p>○ 市町村は、事業実施に係る被保険者又は被保険者であった者に係る情報の収集、整理、利用又は提供に関する事務の全部又は一部を支払基金等に委託することができる。</p> <p>○ 市町村は、事務を委託する場合は、他の市町村、社会保険診療報酬支払基金法第1条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う、省令で定めるものと共同して委託する。</p>
	(6) 介護保険事業計画の見直しに関する事項	<p>○ 市町村は、都道府県における医療提供体制の確保に関する協議の結果を考慮して、介護保険事業計画を作成するよう努める。</p>

2. 九十九里町の高齢者の現状と今後の見込み

(1) 総人口・高齢化率

① 総人口・高齢化率の推移

九十九里町は、古くから海水浴場として知られる九十九里浜の中心部に位置しています。全国的な動向と同様、総人口は近年、減少傾向で推移しており、令和4年以降は15,000人を下回り、令和5年には14,421人となっています。

人口構成は、各年齢区分において近年は減少傾向にあるものの、高齢化率は上昇しており、令和5年は42.3%となっています。

◆総人口 高齢化率の推移（各年9月末現在）

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～39歳	4,313	4,104	3,876	3,620	3,524
	(27.4%)	(26.7%)	(25.8%)	(24.7%)	(24.4%)
40～64歳	5,331	5,165	5,039	4,926	4,804
	(33.9%)	(33.6%)	(33.5%)	(33.6%)	(33.3%)
65歳以上	6,077	6,112	6,137	6,126	6,093
	(38.7%)	(39.7%)	(40.8%)	(41.8%)	(42.3%)
総人口	15,721	15,381	15,052	14,672	14,421
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

—住民基本台帳人口（外国人登録者数含む）—

② 将来人口の推計

介護保険事業関連の推計を行う国（厚生労働省）の「見える化システム」により算出された、本町の推計人口については次表のとおりとなっています。

総人口はこれまでと同様、減少傾向が見込まれ、本計画の目標年次である令和8年には13,066人と推計されます。また、中長期では令和12年に11,863人、令和22年には9,011人と推計されます。一方、高齢化率は上昇が見込まれ、今後団塊世代とその子ども世代が高齢期を迎えることもあり、令和8年には43.9%に、令和12年には45.5%、令和22年には51.9%になると推計されます。

◆計画期間の推計総人口

(人)

	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
0～39歳	3,318 (24.4%)	3,220 (24.1%)	3,100 (23.7%)	2,616 (22.1%)	1,777 (19.7%)
40～64歳	4,448 (32.7%)	4,331 (32.4%)	4,235 (32.4%)	3,848 (32.4%)	2,556 (28.4%)
65歳以上	5,855 (43.0%)	5,816 (43.5%)	5,731 (43.9%)	5,399 (45.5%)	4,678 (51.9%)
総人口	13,621 (100.0%)	13,367 (100.0%)	13,066 (100.0%)	11,863 (100.0%)	9,011 (100.0%)

—厚生労働省「見える化システム」による推計値—

(2) 高齢者人口と高齢者のいる世帯

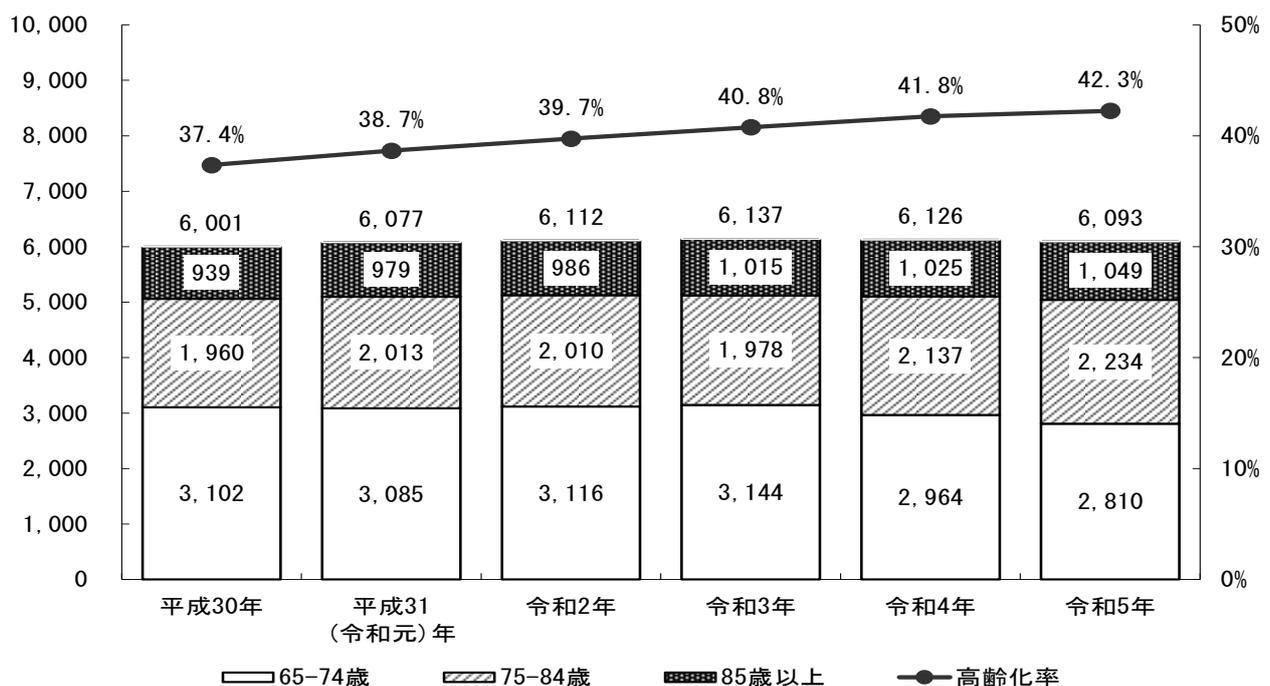
① 高齢者人口の動向

高齢者人口は、平成30年の6,001人から、令和5年は6,093人と増加しています。特に後期高齢者は増加傾向で推移しています。

高齢化率は増加傾向にあり、平成30年の37.4%から、令和5年は42.3%と増加しています。

◆高齢者人口の推移（各年9月末日現在）

(人)

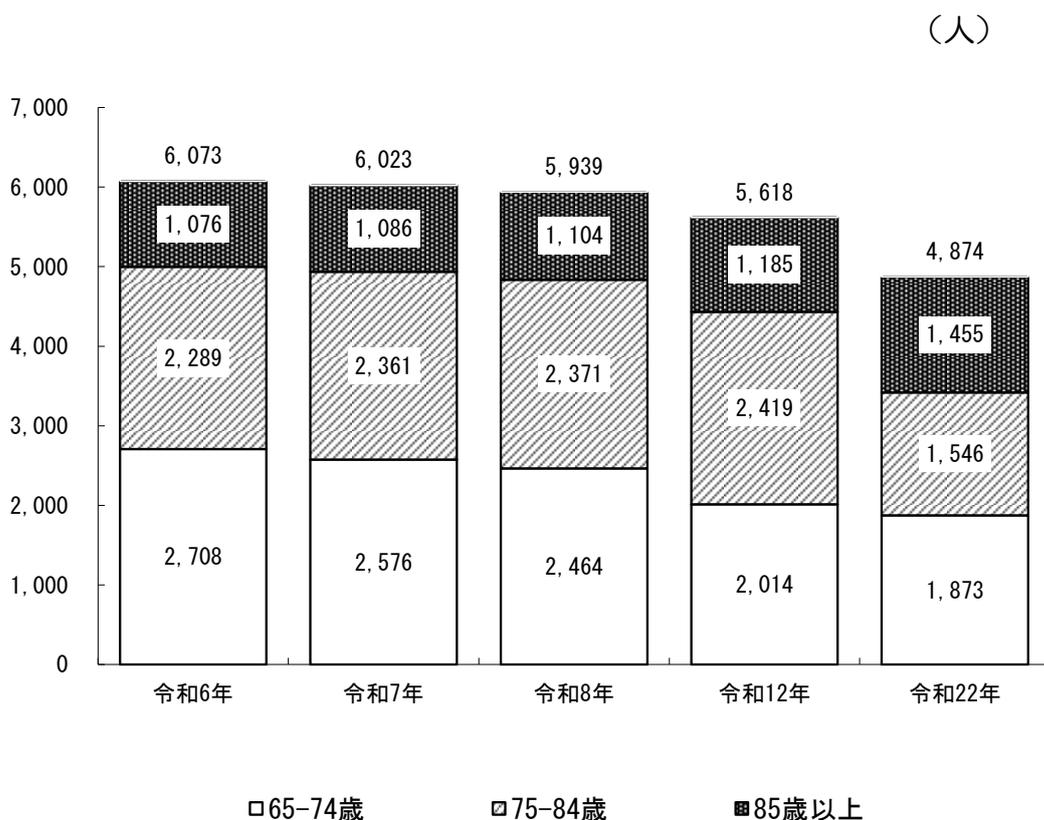


—住民基本台帳人口（外国人登録者数含む）—

② 高齢者人口等の推計

令和6年以降の65歳以上の高齢者人口は、厚生労働省「見える化システム」による推計によると、令和6年の6,073人から令和8年には5,939人にやや減少しています、また中長期的には、令和12年には5,618人、令和22年には4,874人となる見込みです。年齢区分では、75歳以上の割合が増加し、特に、85歳以上の伸びが大きくなる傾向にあります。

◆計画期間の推計高齢者人口



(人)

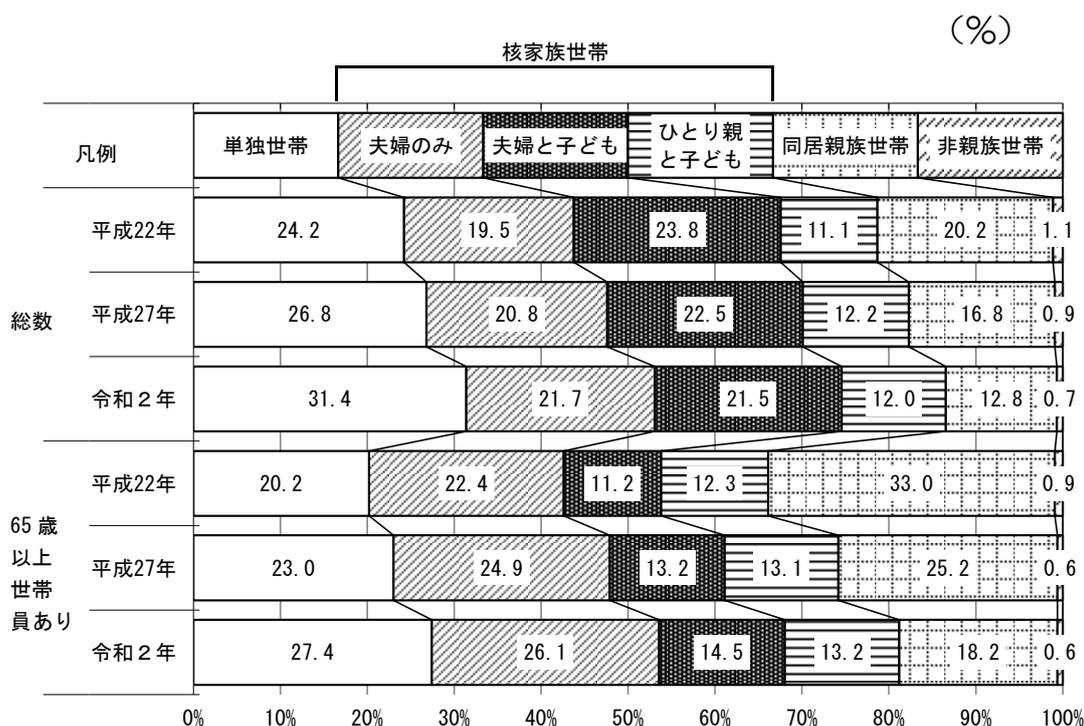
	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
第2号被保険者 (40~64歳)	4,448	4,331	4,235	3,848	2,556
第1号被保険者 (65歳以上)	6,073	6,023	5,939	5,618	4,874
被保険者合計	10,521	10,354	10,174	9,466	7,430

—厚生労働省「見える化システム」による推計値—

③ 高齢者のいる世帯の動向

令和2年の一般世帯数(6,165世帯)のうち半数以上、62.9%にあたる3,878世帯が高齢者のいる世帯となっています。高齢者のいる世帯のうち、単独世帯(一人暮らし)は1,063世帯で、高齢者のいる世帯のうち27.4%となっています。

◆世帯の状況



(人)

		総数	65歳以上世帯員あり
世帯総数	平成22年	6,612	3,477
	平成27年	6,399	3,823
	令和2年	6,165	3,878
単独世帯	令和2年	1,928	1,063
夫婦のみ		1,333	1,014
夫婦と子ども		1,321	561
ひとり親と子ども		737	511
同居親族世帯		784	705
非親族世帯		42	24

— 国勢調査 —

(3) 要支援・要介護認定者数と介護保険サービス利用者

① 要支援・要介護認定者とサービス利用者

高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5年9月末には1,059人、高齢者数に占める認定率は17.4%となっています。介護度別では、要介護2が213人・要介護3が206人と多くなっています。

要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス利用者は令和5年が886人と増加しており、令和3年と比べて特に居宅サービス利用者が増加しています。また、要支援・要介護認定者数のサービス利用率は85%前後で推移しています。令和5年ではサービス利用者のうち72.6%が居宅サービス利用者であり、居宅サービス型の給付状況になっています。

◆要支援・要介護認定者数（各年9月末日現在）

(人)

	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	54	60	74
要支援2	141	150	175
要支援計	195	210	249
要介護1	103	107	102
要介護2	249	208	213
要介護3	180	188	206
要介護4	140	153	161
要介護5	113	122	128
要介護計	785	778	810
合計 (認定率)	980 (16.0%)	988 (16.1%)	1,059 (17.4%)

一介護保険事業状況報告一 ※認定率は第2号被保険者を含めた割合を示す。

◆サービス利用者数（各年9月末日現在）

(人)

	令和3年	令和4年	令和5年
施設サービス利用者	149	165	166
地域密着型サービス利用者	79	75	77
居宅サービス利用者	620	621	643
サービス利用者合計 (利用率)	848 (86.5%)	861 (87.1%)	886 (83.7%)

一介護保険事業状況報告一 ※利用率は要支援・要介護認定者に占める利用者割合を示す。

② 計画期間の要支援・要介護認定者の推計

本計画期間の要支援・要介護認定者数は微増を見込み、令和6年度は1,061人、令和8年度は1,085人になると推計されます。

◆要支援・要介護認定者数の推計

(人)

	令和6年	令和7年	令和8年
要支援1	78	79	80
要支援2	172	175	177
要支援計	250	254	257
要介護1	110	111	112
要介護2	216	218	222
要介護3	194	196	198
要介護4	161	163	163
要介護5	130	132	133
要介護計	811	820	828
合計 (認定率)	1,061 (18.1%)	1,074 (18.5%)	1,085 (18.9%)

③ 受給率（＝各サービス受給者数／要支援・要介護認定者数）

サービス受給率は、令和4年度実績で居宅介護サービスが628人で61.9%、地域密着型サービスが80人で7.9%、施設介護サービスが166人で16.4%となっており、全体の受給率は86.1%となっています。

◆介護保険サービス受給状況

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護サービス	573	584	616	637	592	628
地域密着型サービス	97	90	90	78	70	80
施設介護サービス	128	126	141	152	151	166
合計	798	800	847	867	813	874
受給率	89.2%	88.3%	90.0%	89.0%	83.8%	86.1%
認定者数	895	906	941	974	970	1,015

－介護保険事業状況報告（各年度末）－

④ 町内の介護保険サービス事業所の状況

町内に立地する介護施設は、令和5年8月1日時点では合計で31か所、施設・居住系サービスの定員は86人となっています。

◆町内介護保険サービス事業所

	箇所（か所）	定員（人）
訪問介護	7	
訪問看護	2	
訪問リハビリテーション	1	
通所介護	4	
通所リハビリテーション	2	
地域密着型通所介護	2	
短期入所生活介護	2	
福祉用具貸与	1	
福祉用具販売	1	
居宅介護支援事業	6	
介護老人福祉施設	1	50
認知症対応型共同生活介護	2	36
合計	31	86

－健康福祉課担当調べ－

(4) アンケート調査から見た高齢者の姿

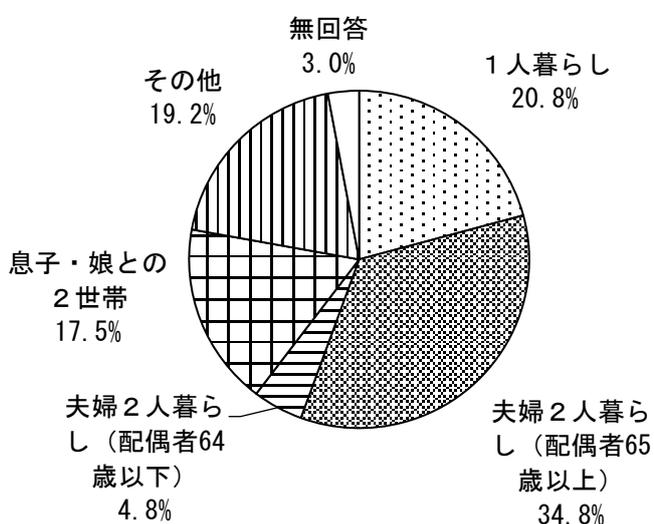
① 高齢者の世帯状況

世帯状況をみると、一般高齢者等では「夫婦二人暮らし(配偶者65歳以上)」が34.8%と多く、「一人暮らし」20.8%、「その他」19.2%、「息子・娘との2世帯」17.5%と続いています。

要介護者では、「その他」が44.7%と多く、「夫婦のみ世帯」25.4%、「単身世帯」24.7%です。

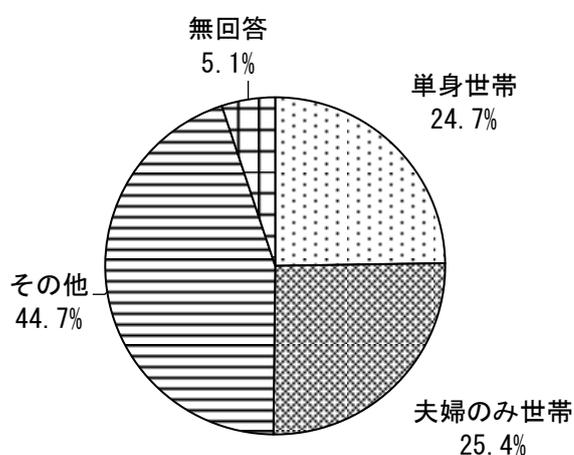
<ニーズ調査(一般高齢者/要支援者)>

(n=880)



<在宅介護実態調査(要介護者)>

(n=189)

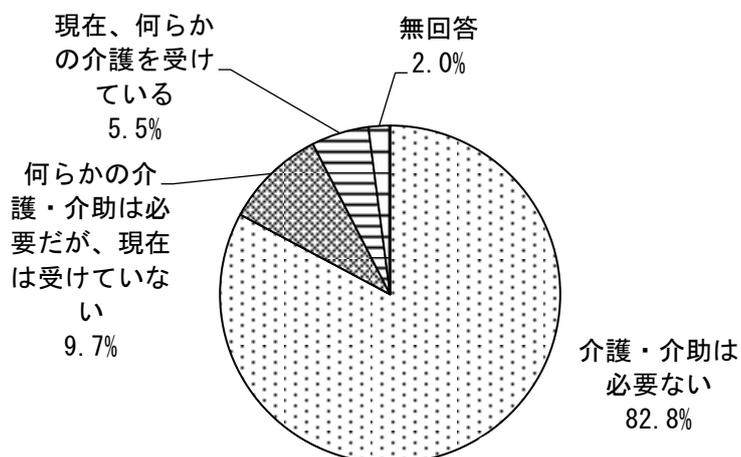


② 介護・介助の状況

一般高齢者等の介護・介助の状況をみると、「介護・介助は必要ない」が82.8%と多く、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」9.7%です。

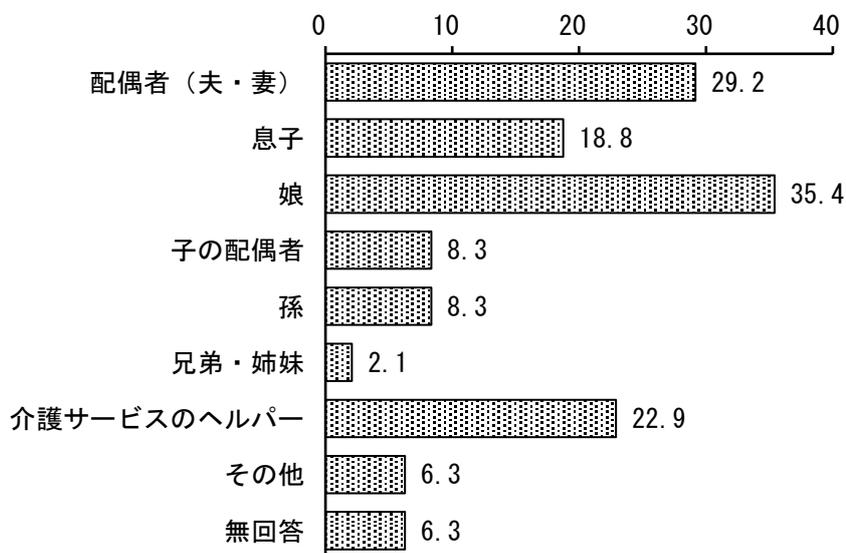
<ニーズ調査(一般高齢者/要支援者)>

(n=880)



<ニーズ調査（一般高齢者／要支援者）>

(n=48)

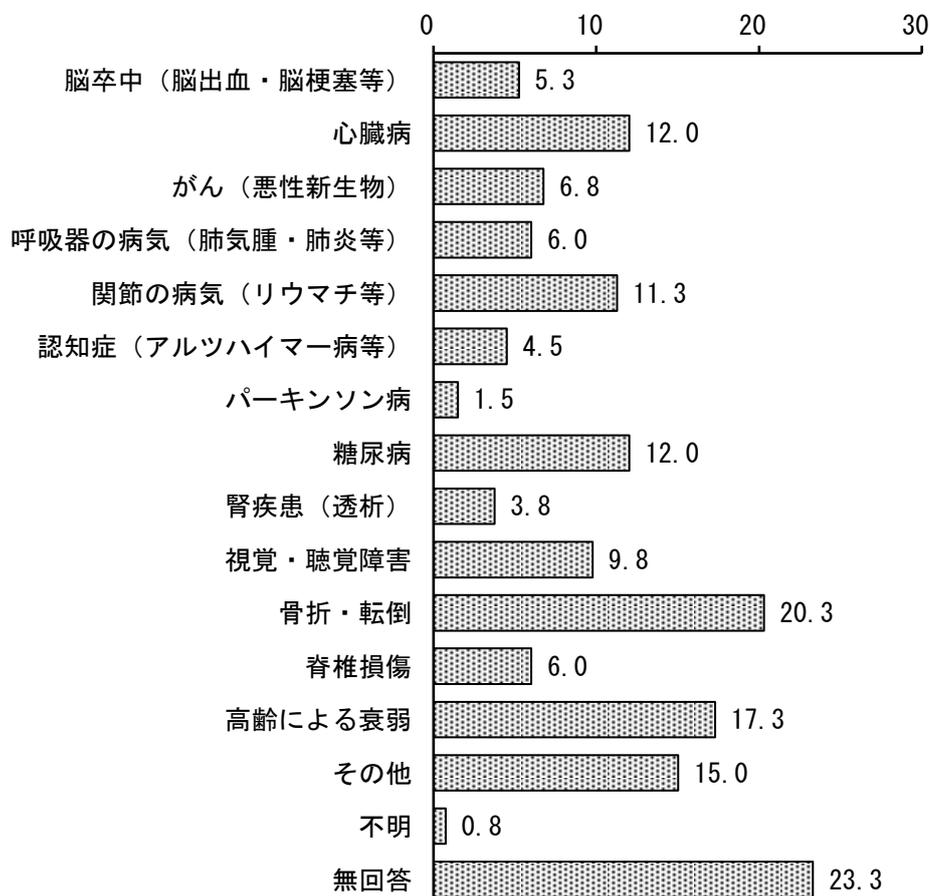


一般高齢者等の主な介護者は、「娘」が35.4%と多く、「配偶者（夫・妻）」29.2%、「介護サービスのヘルパー」22.9%、「息子」18.8%と続いています。

一般高齢者等の介護・介助が必要になった原因として、「骨折・転倒」が20.3%と多く「高齢による衰弱」が17.3%、「その他」が15.0%と続いています。

<ニーズ調査（一般高齢者／要支援者）>

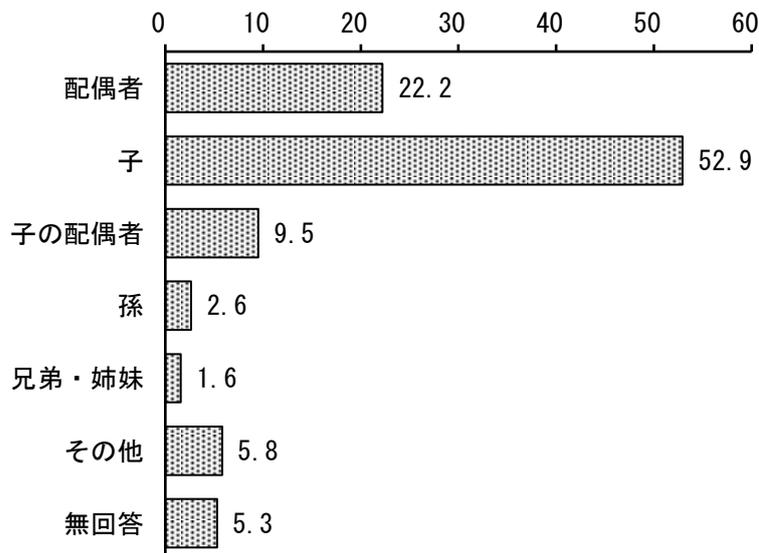
(n=133)



要介護者の主な介護者は、「子」が 52.9%と多く、「配偶者」22.2%、「子の配偶者」9.5%と続いています。

<在宅介護実態調査（要介護者）>

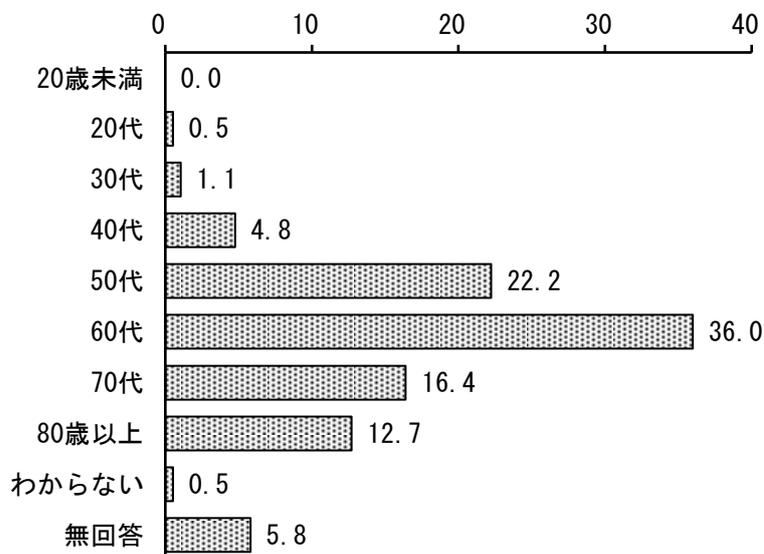
(n=189)



要介護者の主な介護者の年齢は、「60代」が 36.0%と多く、「50代」22.2%、「70代」16.4%、「80歳以上」12.7%と続いています。

<在宅介護実態調査（要介護者）>

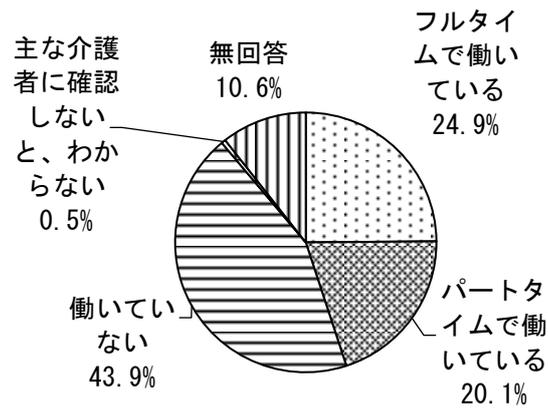
(n=189)



要介護者の主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が43.9%と多く、「フルタイム勤務」24.9%、「パートタイム勤務」20.1%です。

<在宅介護実態調査（要介護者）>

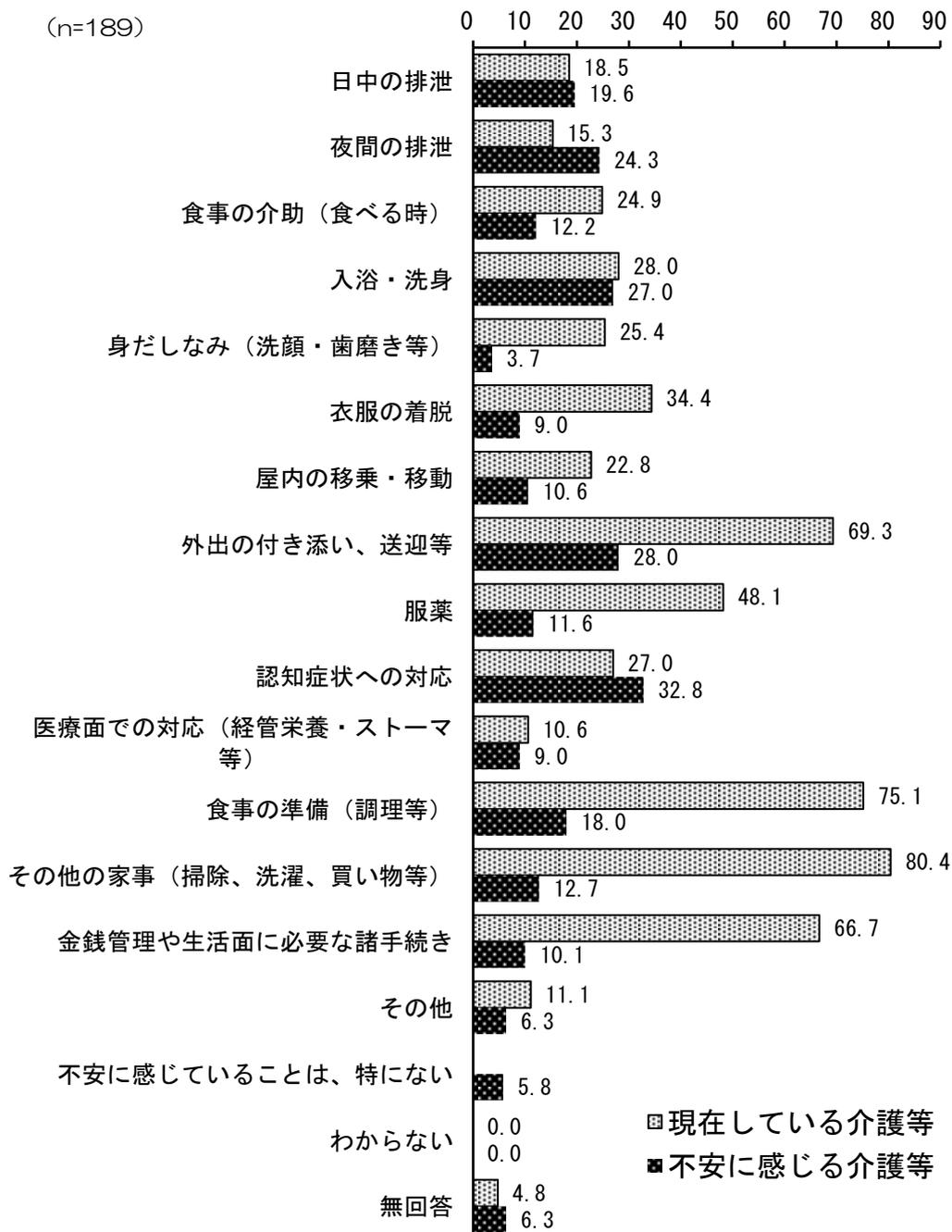
(n=189)



要介護者の主な介護者の方が行っている介護は、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が80.4%と多く、「食事の準備(調理等)」75.1%、「外出の付き添い、送迎等」69.3%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」66.7%と続いています。

一方、主な介護者の方が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が32.8%と多く、「外出の付き添い、送迎等」28.0%、「入浴・洗身」27.0%、「夜間の排泄」24.3%、「日中の排泄」19.6%と続いています。

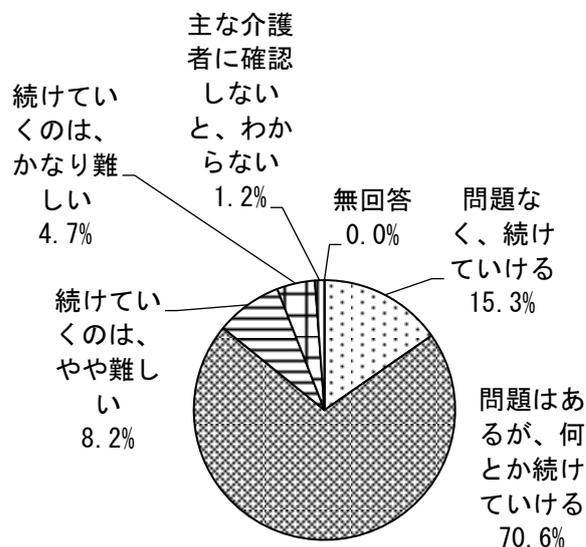
<在宅介護実態調査(要介護者)>



要介護者の主な介護者の方が今後も働きながら介護を続けていけるかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が70.6%と多く、「問題なく、続けていける」15.3%、「続けていくのは、やや難しい」8.2%と続いています。

<在宅介護実態調査（要介護者）>

(n=189)



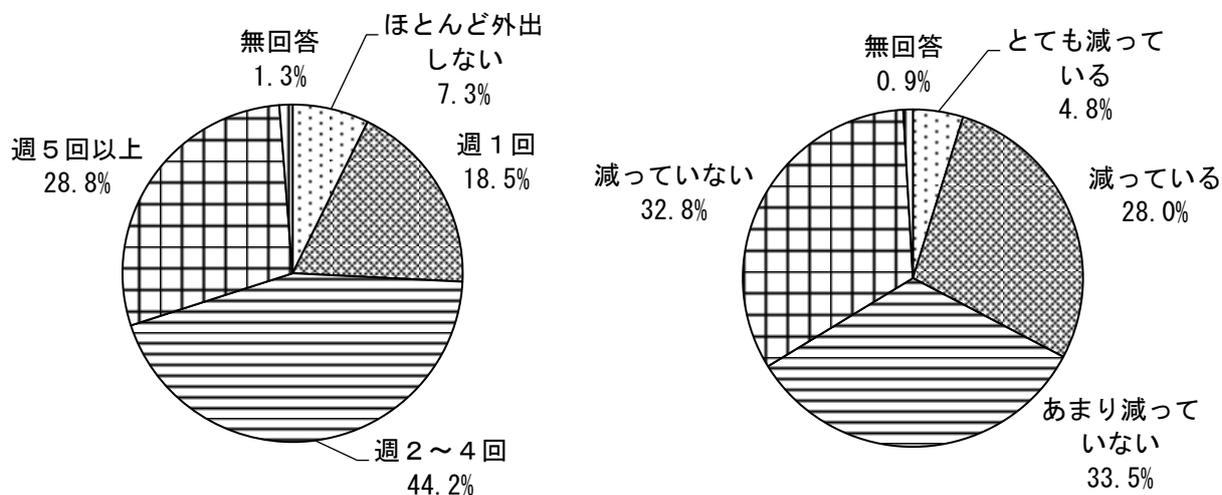
③ 外出状況

一般高齢者等の外出頻度については、「週2～4回」が44.2%と多く、「週5回以上」28.8%、「週1回」18.5%、「ほとんど外出しない」7.3%と続いています。

昨年と比べて外出回数が減っているかについては、『減っていない（「あまり減っていない」と「減っていない」の合計）』が66.3%と多く、『減っている（「とても減っている」と「減っている」の合計）』は32.8%です。

<ニーズ調査（一般高齢者／要支援者）>

(n=880)

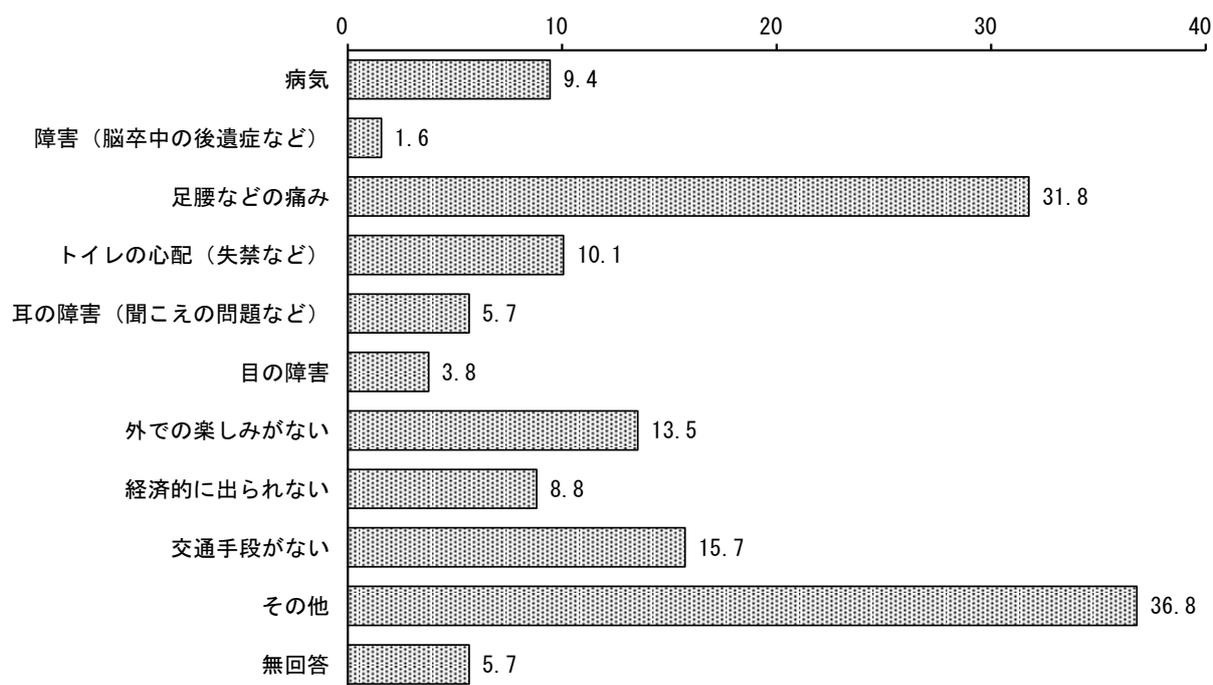


外出を控えている方の理由としては、「その他」が 36.8%と多く、「足腰などの痛み」31.8%、「交通手段がない」15.7%、「外での楽しみがない」13.5%と続いています。

最も多い「その他」については、コロナ禍に関連した内容を理由として挙げる回答が多くなっています。

<ニーズ調査（一般高齢者／要支援者）>

(n=133)

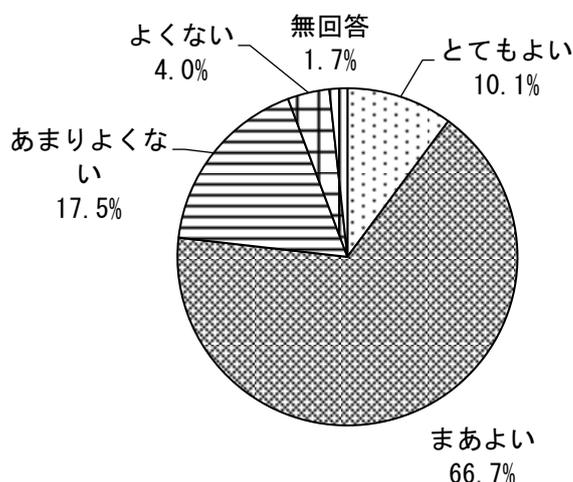


④ 健康状態

現在の健康状態については、全体では『よい（「とてもよい」と「まあよい」の合計）』が 76.8%を占めています。

<ニーズ調査（一般高齢者／要支援者）>

(n=880)



⑤ 地域でのグループ活動

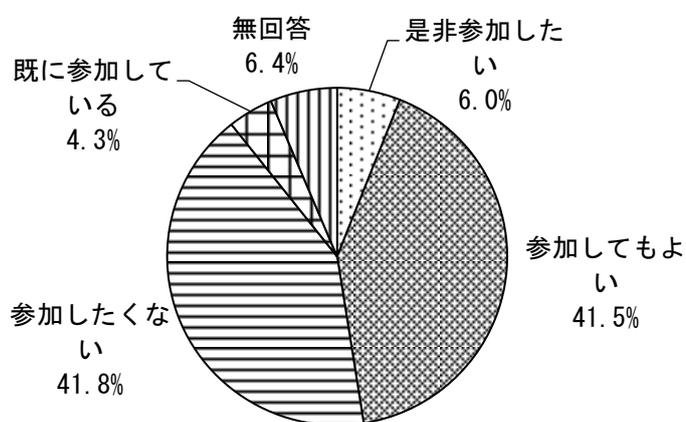
地域での健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加については、「参加してもよい」が41.5%と多く、「参加したくない」41.8%、「是非参加したい」6.0%と続いています。

また、そうした活動における企画・運営への協力は、「参加したくない」が60.2%と多く、「参加してもよい」27.5%と続いています。

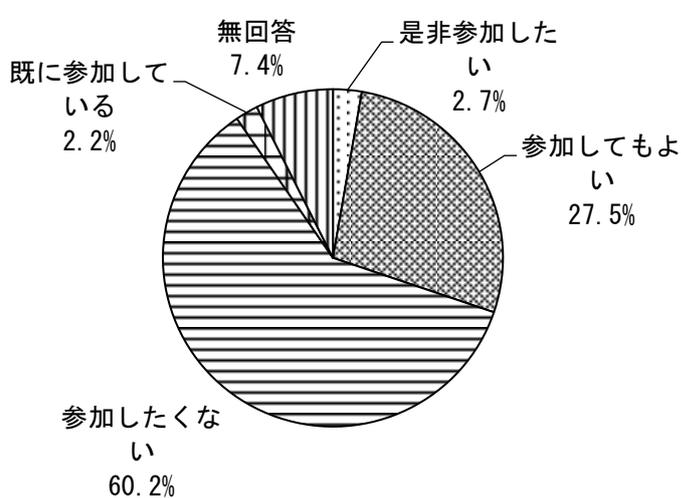
<ニーズ調査（一般高齢者／要支援者）>

(n=880)

◇活動への参加



◇活動の企画・運営への協力



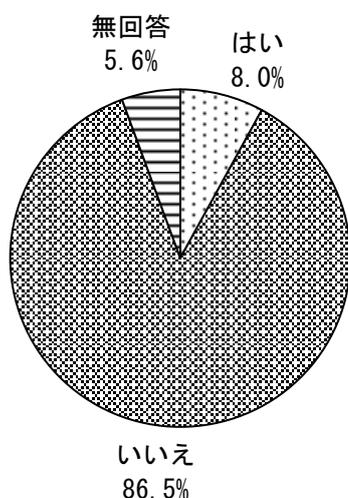
◎ 認知症に関すること

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについては、一般高齢者等では、「いいえ」が86.5%と多くを占めています。

一方、要介護者では、「はい」が37.6%、「いいえ」が58.2%と「はい」が大きく増加しています。

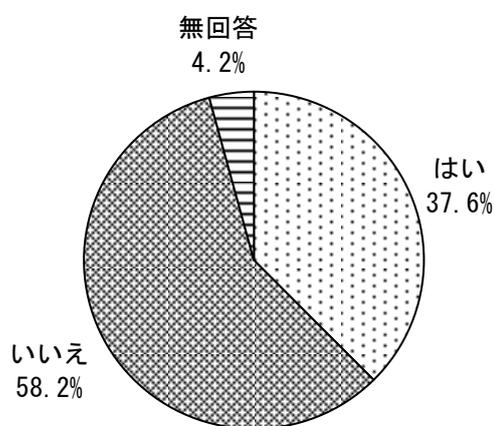
<ニーズ調査（一般高齢者／要支援者）>

(n=880)



<在宅介護実態調査（要介護者）>

(n=189)

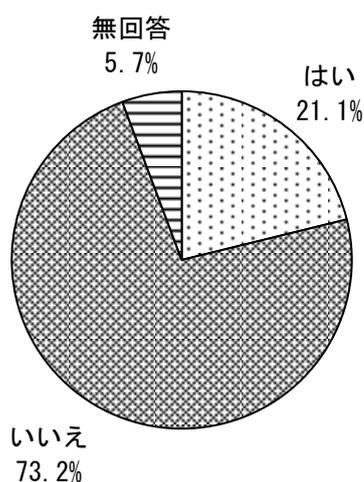


認知症に関する相談窓口の認知については、一般高齢者等では、「いいえ」が73.2%と多く、「はい」が21.1%です。

要介護者では、「はい」が28.0%、「いいえ」が67.2%と「はい」がやや増加しています。

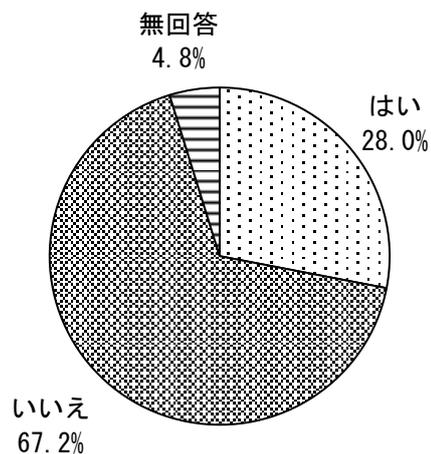
<ニーズ調査（一般高齢者／要支援者）>

(n=880)



<在宅介護実態調査（要介護者）>

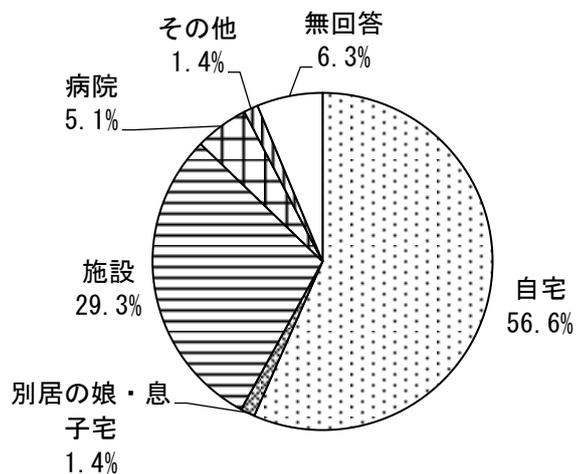
(n=189)



認知症になったときに暮らしたい場所は、「自宅」が56.6%と多く、「施設」が29.3%と続いています。

<ニーズ調査（一般高齢者／要支援者）>

(n=880)

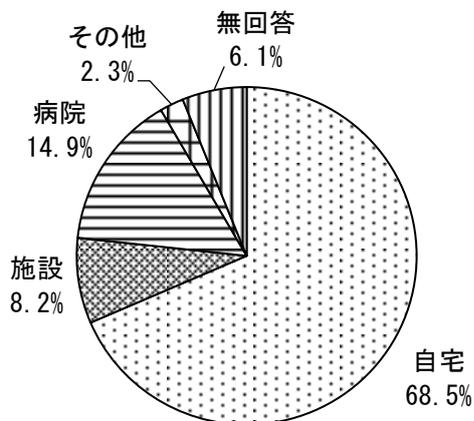


⑦ 人生の最期を迎えたい場所

人生の最期を迎えたい場所は、「自宅」が68.5%と多く、「病院」が14.9%と続いています。

<ニーズ調査（一般高齢者／要支援者）>

(n=880)



⑧ 主な生活機能評価項目の判定

一般高齢者等を対象としたニーズ調査から、設問項目において生活機能の低下を把握しており、運動機能、閉じこもり傾向、認知機能、うつ傾向でリスクがある高齢者の割合は、以下のとおりとなっています。

「該当（リスクあり）」の割合は、「運動機能」が 18.9%、「閉じこもり」が 25.8%、「もの忘れ」が 43.8%、「心の健康(うつ)」が 39.3%となっています。

	生活機能評価項目			回答者数
	1	2	3	
	該当 (リスクあり)	非該当	判定不能	
生活機能	13.5	84.0	2.5	880
運動機能	18.9	79.1	2.0	
栄養状態	1.4	96.8	1.8	
口腔機能	25.2	74.0	0.8	
閉じこもり	25.8	73.0	1.3	
もの忘れ	43.8	54.7	1.6	
心の健康(うつ)	39.3	55.5	5.2	

※ 各機能ごとに、関連する設問の回答結果を集計し、リスクのある方（該当）の割合を算出したもの

3. 九十九里町の高齢者施策の方向

(1) 取り組むべき課題

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者が住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らし続けるための総合的なまちづくりと、高齢者、障がい者、子ども、子育て世代等を包含して支える「丸ごと」の地域共生社会の実現が求められることから、包括的な相談支援体制の整備に向けて検討する必要があります。

① 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の推進

総合事業は、地域住民や事業者等の様々な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進します。

地域の支え合い体制づくりは、地域住民を中心に様々な主体が情報発信できる場づくり（通いの場や地域ケア会議等）を進め、地域コミュニティや関係団体と連携することで、生活ニーズに合った支援の提供を行っていきます。

【重点課題】

◎介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けた、多様な生活支援・介護予防サービスの基盤整備

② 認知症施策の推進

国の推計では、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数は、平成22年の280万人から、令和7年には470万人と、1.5倍以上増加することが見込まれており、本町も同様の増加傾向を見込む必要があります。

認知症高齢者の状態に応じて、成年後見制度をはじめとする権利擁護の取り組みや地域の見守り、身近な住まいなど、『認知症ケアパス※』に沿って、関係者の連携による総合的な支援を進めるとともに、介護保険制度やその他福祉サービスの充実をはじめ、要介護者やその家族が身近な地域で暮らしやすいまちづくり、環境づくりを進める必要があります。

【重点課題】

◎『認知症ケアパス※』に沿った関係者の連携による総合的な支援

※ 認知症ケアパス：認知症の人とその家族が地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み

③ 高齢者の主体的な地域活動の促進

健康・生きがいづくりへの町民の関心の高まりを踏まえて、自らが取り組む健康づくりへのさらなる支援を行うとともに、社会活動への参加と生きがいづくりのため、高齢者の主体的な健康づくりや地域活動、ボランティア活動の推進を図ることが求められます。

また、これらの活動は『地域包括ケアシステム』の発展・充実と認知症施策の推進において重要な役割を果たすものとして、活動する団体を計画的に育成していく必要があります。

【重点課題】

◎高齢者による地域活動、ボランティア活動の計画的な育成

④ 総合相談・ケアマネジメント・情報提供の体制の強化

地域包括支援センターが地域住民の身近な相談窓口となっていることを踏まえつつ、保健、医療、福祉、介護に関する総合相談体制とともに、権利擁護を含めたケアマネジメント体制を強化し、地域住民が抱える悩み、不安のさらなる解消に努めていく必要があります。

【重点課題】

◎総合相談体制・ケアマネジメント体制の強化、介護給付適正化、制度や福祉サービス、地域の支え合い活動などについての周知、情報提供の充実

(2) 国の基本指針について

国においては、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）が定められ、市町村は基本指針をもとに市町村介護保険事業計画を作成することとなっています。今期（第9期）の計画策定における基本指針の見直しに関わるポイントとして、以下のような点が示されています。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組みの重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組みを総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

—厚生労働省資料より作成—

(3) めざす方向

① 基本姿勢

<p>ア 高齢者を取り巻く課題は町全体の共通課題</p>	<p>一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は今後も増加していくことが予想され、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を見守る力を確保することは重要な課題です。このため、医療・介護サービスや生活支援サービス、住まいの確保等、在宅での暮らしを支えるサービスを充実させていく必要があります。</p> <p>また、いわゆる孤立死や買い物弱者などの問題も指摘されており、地域における見守り体制や支援体制を拡充していくことも必要です。</p> <p>厚生労働省の調査等によると、認知症は、年齢が上がるにつれて発症率が高くなるといわれています。</p> <p>さらに、高齢者に対する虐待が行われる要因は様々ですが、認知症高齢者や重度の要介護者を介護する家族を含めた支援体制の整備が求められます。</p>
<p>イ 介護予防の推進</p>	<p>高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、その状態を悪化させないようにするため、介護予防体制の整備を進めることが必要です。</p> <p>平均寿命が延びるなかで、できるだけ要介護状態にならず、健康を維持していくことは、高齢社会となった地域全体の課題であり、介護予防事業への取組みを積極的に支援するとともに、介護予防の重要性について普及・啓発を図り、身近な場である町内3地区でさらに推進する必要があります。</p> <p>今後、高齢化の進展とともに認知症高齢者の数も急激に増加すると予測されており、認知症の早期発見・早期治療を行うとともに、認知症になっても地域で尊厳を保ちながら安心して生活できるよう、総合的な認知症対策を講じていく必要があります。</p> <p>認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、各地域において認知症疾患に対する早期診断・早期治療を行う体制が整備されるほか、認知症に関する正しい知識と理解に基づく、本人や家族への支援体制を構築することが重要です。</p>
<p>ウ 地域で安心して暮らせるための仕組みの確立</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で、できる限りその人らしい生活を継続するためには、介護を核に医療、保健のサービスやその他の多様な地域資源を組み合わせ、包括的なケア体制の整備が必要です。</p> <p>また、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することが、地域共生社会の観点からも重要であり、高齢者が「受け手側」だけでなく、「支え手側」として活躍する場の充実が求められます。</p> <p>今後は、高齢者が住み慣れた住まい、地域で暮らし続けられるよう、サービスの充実に努めるとともに、地域の見守りや助け合いといった共助による支援の取組みなどの推進が重要です。</p>

② 基本理念と基本視点

ア 基本理念

◆基本理念

高齢者の笑顔と生きがいの地域づくり

介護保険サービスの充実	介護予防事業の充実	地域包括ケア体制の充実
生活支援サービスの充実	社会参加活動の推進	介護保険給付の適正化

イ 基本視点

令和7年（2025年）には、団塊の世代が高齢期を迎え、今後一層高齢化が進み、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症の高齢者、医療的ケアを必要とする要介護者も増加が続くものと想定されています。そうした時期を見据え取り組んできた「地域包括ケアシステム」づくりは、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護保険のほか、予防、医療、生活支援サービス、住まいの計5つの視点から、本町においても進めてきたところです。

さらに、その後も続くと考えられる人口減少や高齢化といった課題に対応するため、「地域共生社会の実現」をめざした取組みの必要性が高まってきています。多様な現状・課題のもとで、これまでのような制度・分野ごとの『縦割り』、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざそうとするものです。

団塊の世代の子ども世代が65歳を迎える令和22年（2040年）に向けて、高齢者の地域での生活を支援するサービス基盤・人的基盤づくりを計画的に進める必要があり、本町においても、中・長期的な考え方として踏まえ、計画を進めていきます。

◆基本視点

(地域共生社会とは)

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



—厚生労働省資料より—

③ 基本目標と施策体系

基本目標と施策体系	本計画期間の重点施策
<p>■基本目標1 介護保険事業推進による安心の介護体制づくり</p> <p>(1) 本計画期間の介護サービス基盤整備方針 (2) 介護保険サービスの実績と見込み (3) 介護保険事業の円滑な運用</p>	<p>九十九里町の介護保険給付の状況は、居宅サービス利用者が多く、介護給付費の動向からも「在宅型」となっています。</p> <p>また、後期高齢者や高齢者のみの世帯が増えたこと等を背景に、施設ニーズについても増加傾向です。</p> <p>介護保険サービスが適正に提供されるように、事業所の管理・指導や事業所との調整に努めるとともに、介護給付費適正化事業を推進します。</p> <p>地域密着型サービスとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」については、利用ニーズや参入意向を把握しながら検討する方針です。</p>
<p>■基本目標2 笑顔で暮らすための介護予防</p> <p>(1) 健康づくりの支援 (2) 自立支援・重度化防止のための介護予防の推進 (3) 自立した暮らしを支える施策の推進</p>	<p>総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の推進を図り、全ての被保険者が生活環境や健康状態によって自立が阻害されることなく、地域の中で自分らしく生活できるように、対象者を中心とした介護予防サービスを展開していきます。</p> <p>サービスにおいては、ボランティアやNPO、住民主体の活動などのインフォーマルな担い手による多様なサービスを積極的に取り入れることに留意し、対象者がサービスを利用しながら地域とのつながりを維持し、社会的な孤立を抑制できるものとしします。</p> <p>また、衛生部門と連携し、専門職が通いの場等の様々な機会を活用して、フレイルや生活習慣病重症化予防対象者に保健指導や健康相談を行い、健康状態の維持向上に努めます。</p>
<p>■基本目標3 高齢者の笑顔と生きがいの地域づくり</p> <p>(1) 地域包括支援センターを中心としたケア体制の充実 (2) 高齢者の意欲的な活動への支援 (3) 高齢者を支える地域づくりの推進</p>	<p>地域包括支援センターを中核として、第8期計画に引き続き「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」のサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。本町の実情に応じて「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせることが重要であり、高齢者本人が自らの地域や経験を活かし、地域で活躍をしつつ、その家族や町民、ボランティア団体、民間企業、医療機関、介護事業者、町など、それぞれの主体が協働し、支え合いながら地域全体で取組んでいく必要があります。</p> <p>また、高齢者独居世帯・高齢夫婦世帯や認知証高齢者の増加等を背景に、地域における支え合い「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、高齢者のほか、障がい者、子ども、子育て世帯など、誰もが住み慣れた地域でお互いが支え合い、自立して安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けた施策展開を図ります。</p>

第2章 介護保険事業推進による安心の介護体制づくり

1. 本計画期間の介護サービス基盤整備方針

サービスメニューの拡充や介護保険料等への影響、利用希望などを総合的に勘案し、本計画期間のサービス見込量・介護保険料の算定にあたっては、以下のとおり見込みます。

【本計画期間のサービス基盤整備方針】

本計画以外の介護保険サービス提供基盤の整備は、介護保険料等への影響を考慮し、計画に算入していません。

サービス基盤整備は、事業者の主体的な整備を基本とします。

【見込量・介護保険料の算定に見込んだ施設・居住系サービス等】

九十九里町の介護給付状況は居宅サービス型となっているとともに、施設サービスも増加傾向となっています。

このようなことから、在宅生活を支える居宅サービス及び町内、圏域内における介護老人福祉施設・介護老人保健施設の利用実績を踏まえ、九十九里町の利用者分を見込みました。

また、長期的な視点から高齢化が進むなかで施設のニーズが高まる状況から、介護老人福祉施設の提供体制の確保について検討していきます。

第9期計画期間においては、介護保険サービスが適正に提供されるように、居宅サービスは事業所への訪問による管理・指導や事業所との連携・調整に努めるとともに、給付状況の点検やケアプランチェック等の介護給付費適正化事業を推進します。

◆介護保険サービスの概要

サービスの種類	サービスの内容
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、入浴、排泄、食事などの身体介護や、一人暮らしや高齢者世帯などで調理、掃除、洗濯などの家事援助を行うサービスです。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	寝たきりの高齢者などの家庭を入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行うサービスです。看護師などが健康のチェックも行います。
訪問看護・介護予防訪問看護	医師の指示により看護師が家庭を訪問し、病状の観察や感染予防、床ずれの手当などを行うサービスです。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、心身機能の維持や回復、日常生活の自立援助のためのリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、継続的な介護方法や服薬の管理指導などを行うサービスです。
通所介護	デイサービスセンターで入浴や食事の提供と日常生活訓練などが受けられるサービスです。
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	老人保健施設や病院・診療所などに通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービスです。
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	短期間（1週間程度）、介護老人福祉施設に宿泊しながら、日常生活の介護や機能訓練などを受けるサービスです。
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	短期間（1週間程度）、介護老人保健施設などに宿泊しながら、医療上のケアを含む介護や機能訓練などを受けるサービスです。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	特殊寝台や車いすなど日常生活の自立を助ける用具を貸し出すサービスです。
特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費	入浴、排泄などに使う用具は、衛生的配慮から特定福祉用具として購入費の一部が支給されます。腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具などが対象です。
住宅改修費・介護予防住宅改修費	住居の段差を解消したり、廊下や階段に手すりを付けたりする小規模な住宅改修に対して、費用の一部を支給するサービスです。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅などの特定施設に入居し、施設が作成する特定施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護や洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言などの日常生活上の世話のほか、機能訓練や療養上の世話などを受けます。
居宅介護支援・介護予防支援	介護保険サービスの利用者が適切に介護保険サービスを利用できるようにするため、利用者の依頼に基づいて介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅介護サービス利用計画（ケアプラン）を作成し、その計画に沿って、介護保険サービスが提供されるよう、サービス提供事業者との調整を行うものです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

サービスの種類	サービスの内容
夜間対応型訪問介護	自宅で暮らしている人が、夜間も安心して生活を送ることができるよう、夜間の定期的な巡回訪問や通報を受けての随時訪問により、排泄の介護や日常生活上の緊急時の対応などの援助を行います。
地域密着型通所介護・介護予防地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターにおいて、日帰りで介護や生活機能訓練を行うサービスです。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症のある人がデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事などの介護、生活などに関する相談及び助言、健康状態の確認などの日常生活上の世話のほか、機能訓練を受けるサービスです。利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持とあわせ、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	あらかじめ登録された利用者を対象として、その自宅において、又はサービス拠点に通い、もしくは短期間宿泊して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、健康状態の確認などの日常生活上の世話のほか、機能訓練を受けるサービスです。「通い」サービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」サービスや「宿泊」サービスを組み合わせて利用することにより、在宅での生活の継続を図ります。
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の人が少人数で共同生活を送るグループホームに入居し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、住み慣れた環境での生活を継続できるよう、入浴、排泄、食事などの介護やその他の日常生活上の世話のほか、機能訓練を受けます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の地域密着型ケアハウス・有料老人ホームなどの特定施設に入居し、入浴・排泄・食事などの介護など日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、可能な限り、自宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事などの介護や、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話のほか、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けます。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。これにより、利用者はニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられます。
介護老人福祉施設	食事や排泄などで常に介護が必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
介護老人保健施設	病状が安定し、治療より看護や介護に重点を置いたケアが必要な高齢者が入所し、医学的な管理のもとにおける介護や機能訓練などを受けるサービスです。
介護医療院	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者が入院し、療養上の管理、看護、機能訓練などを受けるサービスです。

2. 介護保険サービスの実績と見込み

各サービスの利用状況の回数と給付費は、介護保険事業状況報告（千葉県国保連合会）と、給付データを集計した結果を1か月あたりにして作表しています。

計画期間の見込みは、厚生労働省が示した「見える化システムにおける将来推計」のサービス量（1か月あたり）を示しています。

（1）居宅サービス/介護予防サービス

① 訪問介護

居宅での生活を支える中心的なサービスの一つとして、利用者に定着しており、安定的な利用状況となっています。

計画期間においても、主要なサービスの一つであり、町内7か所のサービス事業者を中心に、サービスが提供されると見込みます。また、サービスの担い手の確保を支援するための取組みについて検討し、サービス供給量の安定的な確保に努めます。

なお、要支援者のサービスについては、介護予防・日常生活支援総合事業で実施しています。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ回数（回／月）	4,203	4,247	4,286
		延べ人数（人／月）	176	178	180
	実績	延べ回数（回／月）	4,266	4,591	4,999
		延べ人数（人／月）	174	186	188

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付		延べ回数（回／月）	5,187	5,227	5,203
		延べ人数（人／月）	188	189	190

② 訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

在宅の重度の利用者にとって在宅生活を支える重要なサービスであり、重度者の利用が多くを占めています。計画期間も安定した利用量を見込みます。

圏域内の事業者を中心に安定的な供給量を確保できると考えられます。サービスの質の向上が図られるよう支援に努めます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ回数（回/月）	195	206	213
		延べ人数（人/月）	32	34	35
	実績	延べ回数（回/月）	123	109	107
		延べ人数（人/月）	22	21	21
介護 予防 給付	計画	延べ回数（回/月）	0	0	0
		延べ人数（人/月）	0	0	0
	実績	延べ回数（回/月）	0	0	0
		延べ人数（人/月）	0	0	0

※介護予防給付については、給付実績がないため、利用量・給付費は、見込みなしとします。

◆第9期給付見込（1か月あたり）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	延べ回数（回/月）	112	114	114
	延べ人数（人/月）	25	25	26
介護予防 給付	延べ回数（回/月）	0	0	0
	延べ人数（人/月）	0	0	0

③ 訪問看護/介護予防訪問看護

医療ニーズの高い在宅の要介護認定者にとって重要なサービスであり、利用量が増えており、要介護の利用が主となっています。居宅サービス利用者の要介護度の重度化の進行を踏まえるとニーズが高まることが見込まれます。圏域内の事業者を中心に人的確保が図られ、サービスの供給体制は確保できると見込みます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ回数（回/月）	508	518	546
		延べ人数（人/月）	61	62	65
	実績	延べ回数（回/月）	396	451	458
		延べ人数（人/月）	57	57	55
介護 予防 給付	計画	延べ回数（回/月）	36	36	48
		延べ人数（人/月）	3	3	4
	実績	延べ回数（回/月）	25	25	18
		延べ人数（人/月）	3	3	4

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付		延べ回数（回/月）	498	533	536
		延べ人数（人/月）	55	58	58
介護予防 給付		延べ回数（回/月）	19	19	19
		延べ人数（人/月）	7	7	7

④ 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

要介護状態の進行を抑制するためにもリハビリテーションの重要性は高まっています。計画期間においても利用量は増加傾向と見込みます。圏域内の事業者を中心にサービスが提供できるものと計画します。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ回数（回/月）	345	393	424
		延べ人数（人/月）	22	25	27
	実績	延べ回数（回/月）	311	257	294
		延べ人数（人/月）	23	21	31
介護 予防 給付	計画	延べ回数（回/月）	0	0	0
		延べ人数（人/月）	0	0	0
	実績	延べ回数（回/月）	40	11	3
		延べ人数（人/月）	3	1	1

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付		延べ回数（回/月）	380	390	415
		延べ人数（人/月）	32	33	35
介護 予防 給付		延べ回数（回/月）	6	6	6
		延べ人数（人/月）	3	3	3

⑤ 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

要支援・要介護とも利用者数が増加しており、推移実績を踏まえたサービス量を見込みます。町内の医院・歯科医院等で提供されるものと見込みます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ人数（人/月）	163	168	174
	実績	延べ人数（人/月）	130	131	157
介護 予 防 給 付	計画	延べ人数（人/月）	2	2	2
	実績	延べ人数（人/月）	3	4	6

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付		延べ人数（人/月）	161	162	165
介護 予 防 給 付		延べ人数（人/月）	8	8	8

◎ 通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴・食事などの提供やレクリエーションなどを行うデイサービスは、主要なサービスの一つとして利用者に定着しています。

計画期間の利用量は全体的には増加傾向と見込み、町内4か所のデイサービスセンターを中心にサービス提供が行われるものと計画します。また、要支援者には介護予防の視点でサービスが提供されるように事業者に働きかけます。

なお、要支援者のサービスについては、介護予防・日常生活支援総合事業で実施しています。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ回数（回／月）	2,117	2,176	2,234
		延べ人数（人／月）	188	193	198
	実績	延べ回数（回／月）	1,810	1,797	1,857
		延べ人数（人／月）	158	150	160

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付		延べ回数（回／月）	1,867	1,914	1,945
		延べ人数（人／月）	162	165	168

⑦ 通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

通所介護に比べ利用量は少ないものの、安定的な利用量となっています。計画期間も同様の利用量を見込み、比較的軽度の利用者が多いことから、介護予防の視点でサービス提供が図られるように事業者に働きかけます。圏域内の事業者を中心にサービス量が確保できると考えられます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ回数（回/月）	899	945	970
		延べ人数（人/月）	109	114	117
	実績	延べ回数（回/月）	949	806	815
		延べ人数（人/月）	107	88	88
介護 予防 給付	計画	延べ人数（人/月）	27	28	29
	実績	延べ人数（人/月）	27	28	29

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付		延べ回数（回/月）	815	822	825
		延べ人数（人/月）	88	89	89
介護 予防 給付		延べ人数（人/月）	29	30	30

⑧ 短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、介護や日常生活の世話等のサービスを受けるショートステイは、主要な居宅サービスの一つとして利用者に定着しています。

計画期間においても、施設入所待機の状態、圏域内の介護老人福祉施設などの整備動向を考慮して利用量を見込みます。町内の2か所の事業者を中心に、圏域内の事業者で安定的な供給ができるものと考えられます。

緊急時などの利用のしやすさ、サービスの質の向上が図られるように、情報提供等に努めます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ日数（日/月）	1,198	1,229	1,277
		延べ人数（人/月）	63	65	67
	実績	延べ日数（日/月）	1,227	1,149	1,160
		延べ人数（人/月）	64	59	57
介護 予防 給付	計画	延べ日数（日/月）	0	0	0
		延べ人数（人/月）	0	0	0
	実績	延べ日数（日/月）	0	0	0
		延べ人数（人/月）	0	0	0

※介護予防給付については、給付実績がないため、利用量・給付費は、見込みなしとします。

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	延べ日数（日/月）	1,175	1,199	1,251	
	延べ人数（人/月）	70	70	71	
介護予防 給付	延べ日数（日/月）	0	0	0	
	延べ人数（人/月）	0	0	0	

◎ 短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護

短期入所生活介護に比べると利用量は少なく、圏域内の事業者で安定的な供給体制が確保できると計画します。計画期間も同様の利用量を見込みます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ日数（日／月）	68	68	68
		延べ人数（人／月）	8	8	8
	実績	延べ日数（日／月）	24	23	23
		延べ人数（人／月）	4	3	4
介護予 防給付	計画	延べ日数（日／月）	0	0	0
		延べ人数（人／月）	0	0	0
	実績	延べ日数（日／月）	0	0	0
		延べ人数（人／月）	0	0	0

※介護予防給付については、給付実績がないため、利用量・給付費は、見込みなしとします。

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付		延べ日数（日／月）	24	24	32
		延べ人数（人／月）	12	12	13
介護予 防給付		延べ日数（日／月）	0	0	0
		延べ人数（人／月）	0	0	0

⑩ 福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

要支援の利用件数が増加しており、計画期間においても利用量は増加傾向と見込みます。町内の1か所の事業者を中心に圏域内の事業者で安定的な供給が図れるものと考えられます。在宅生活での介護予防の視点で適切な用具を利用されるように働きかけます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ人数（人/月）	378	389	397
	実績	延べ人数（人/月）	350	349	349
介護予 防給付	計画	延べ人数（人/月）	57	57	57
	実績	延べ人数（人/月）	69	78	88

◆第9期給付見込（1か月あたり）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	延べ人数（人/月）	355	359	366
介護予防給付	延べ人数（人/月）	101	106	109

⑪ 特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売

これまでの利用の実績を踏まえ、利用量を見込みます。町内1か所の事業者と圏域内の事業者で安定的な供給体制が確保できると計画します。在宅生活での介護予防の視点で適切な用具を利用されるように働きかけます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ人数（人/月）	9	9	10
	実績	延べ人数（人/月）	8	7	8
介護予 防給付	計画	延べ人数（人/月）	2	2	2
	実績	延べ人数（人/月）	3	2	4

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付		延べ人数（人/月）	8	8	8
介護予防給付		延べ人数（人/月）	5	5	5

⑫ 住宅改修費/介護予防住宅改修費

これまでの利用実績を踏まえ、利用量を見込みます。町内及び圏域内の事業者で安定的な供給体制が確保できると計画します。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ人数（人/月）	6	6	7
	実績	延べ人数（人/月）	3	3	5
介護予 防給付	計画	延べ人数（人/月）	2	2	2
	実績	延べ人数（人/月）	2	2	2

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付		延べ人数（人/月）	5	5	5
介護予防給付		延べ人数（人/月）	2	2	2

⑬ 特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

ケアハウスや有料老人ホーム等で特定施設に適合した施設は、グループホームとともに高齢者の多様な住まいとして、居住型サービスに位置づけ、利用を見込みます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ人数（人/月）	10	11	11
	実績	延べ人数（人/月）	11	11	11
介護予 防給付	計画	延べ人数（人/月）	0	0	0
	実績	延べ人数（人/月）	0	0	0

※介護予防給付については、給付実績がないため、利用量・給付費は、見込みなしとします。

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付		延べ人数（人/月）	11	11	11
介護予防給付		延べ人数（人/月）	0	0	0

⑭ 居宅介護支援/介護予防支援

要支援・要介護とも利用件数が増加傾向で、計画期間は居宅サービス利用者の増加が見込まれることから、利用量は増加傾向と見込みます。

今後は、ケアマネジメントの重要性を踏まえ、また特に要支援者には自立支援・重度化防止の視点でサービスが提供されるように、地域包括支援センターが中心となって、ケアマネジャーからの相談への対応や連絡調整に努めます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ人数（人/月）	527	545	565
	実績	延べ人数（人/月）	493	477	479
介護予 防給付	計画	延べ人数（人/月）	66	67	68
	実績	延べ人数（人/月）	81	89	106

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付		延べ人数（人/月）	499	503	507
介護予防給付		延べ人数（人/月）	107	114	115

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要介護（要支援）者が住み慣れた地域で継続して生活を営むことができるように支えるため、身近な地域でサービスを提供するものです。

① 定期巡回・随時対応訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

② 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的巡回による訪問介護と通報による随時対応の訪問介護を組み合わせ提供し、24 時間安心して生活できる体制を確保するものですが、中重度者の利用が中心となります。

③ 地域密着型通所介護

小規模型の通所介護は、地域との連携や運営面の透明性の確保の観点から、平成 28 年度より地域密着型サービスに位置づけられました。町内 2 か所の事業者を中心に、圏域内の事業者で安定的な供給が図られるものと考えます。利用状況から計画期間の利用量は増加傾向と見込みます。

◆第 8 期給付見込み・実績（1 か月あたり）

			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 見込み
介護 給付	計画	延べ回数（回／月）	534	542	561
		延べ人数（人／月）	60	61	63
	実績	延べ回数（回／月）	477	374	377
		延べ人数（人／月）	44	38	35

◆第 9 期給付見込（1 か月あたり）

			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護 給付		延べ回数（回／月）	388	405	412
		延べ人数（人／月）	38	39	40

④ 認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症のある高齢者を対象とした地域密着型デイサービスで、認知症高齢者対策のなかでも重要性のあるサービスです。

高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加を踏まえるとニーズが高まることが見込まれます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ回数（回/月）	28	28	28
		延べ人数（人/月）	2	2	2
	実績	延べ回数（回/月）	10	12	13
		延べ人数（人/月）	1	1	1
介護 予防 給付	計画	延べ回数（回/月）	0	0	0
		延べ人数（人/月）	0	0	0
	実績	延べ回数（回/月）	0	0	0
		延べ人数（人/月）	0	0	0

※介護予防給付については、給付実績がないため、利用量・給付費は、見込みなしとします。

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付		延べ回数（回/月）	22	23	23
		延べ人数（人/月）	2	2	2
介護 予防 給付		延べ回数（回/月）	0	0	0
		延べ人数（人/月）	0	0	0

⑤ 小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通所」を基本に、生活上不安のある場合などには「宿泊」もでき、希望や状態によって「訪問」も受けられる機能をもつサービスとして、要介護者の利用がみられます。

サービスの提供体制は圏域内の事業者供給を見込みます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ人数（人/月）	1	1	1
	実績	延べ人数（人/月）	3	4	4
介護 予 防 給 付	計画	延べ人数（人/月）	1	1	1
	実績	延べ人数（人/月）	0	0	0

※介護予防給付については、給付実績がないため、利用量・給付費は、見込みなしとします。

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付		延べ人数（人/月）	5	5	5
介護 予 防 給 付		延べ人数（人/月）	0	0	0

⑥ 認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症のある人の住まいの一つとして地域密着型サービスに位置づけられています。町内にはグループホームが2施設、4ユニット確保されており、町内及び圏域内のグループホームが主に利用されています。地域密着型サービスは町が指定・管理する役割があることから、グループホームの設備面や利用者の処遇の向上に向け、さらに事業者に働きかけます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ人数（人/月）	36	36	37
	実績	延べ人数（人/月）	32	32	35
介護予 防給付	計画	延べ人数（人/月）	1	1	1
	実績	延べ人数（人/月）	0	0	0

※介護予防給付については、給付実績がないため、利用量・給付費は、見込みなしとします。

◆第9期給付見込（1か月あたり）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	延べ人数（人/月）	37	38	39
介護予防給付	延べ人数（人/月）	0	0	0

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の地域密着型ケアハウス・有料老人ホームなどの特定施設に入居し、入浴・排泄・食事など日常生活上の介護や機能訓練を受けるサービスです。

計画期間は当該事業を実施する予定の事業所がみられないことから、利用量を見込みません。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、可能な限り、自宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事などの介護や、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の介護のほか、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を受けるサービスです。

計画期間は当該事業を実施する予定の事業所がみられないことから、利用量を見込みません。

◎ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。多機能を有した手厚いサービスによる安心感を求める利用ニーズもみられ、これまでの利用実績から計画期間の利用量を見込みます。

サービスの提供体制は圏域内の事業者供給を見込みます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ人数（人／月）	-	-	-
	実績	延べ人数（人／月）	0	1	2

◆第9期給付見込（1か月あたり）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	延べ人数（人／月）	2	2	2

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

入所施設としての介護老人福祉施設の認知度が高く、介護老人福祉施設の利用者は増加しており、町内及び圏域内の介護老人福祉施設が主に利用されています。

入所待機者の状況、町内の介護老人福祉施設の利用と圏域内の動向を勘案して、計画期間の利用量を見込みます。

利用者の処遇などサービスの質の向上と重度者の利用促進について、事業者との連絡・調整に努めます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ人数（人／月）	132	133	135
	実績	延べ人数（人／月）	116	130	130

◆第9期給付見込（1か月あたり）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	延べ人数（人／月）	133	134	134

② 介護老人保健施設

利用者数は同程度で、年度により利用者の動きがみられます。圏域において新たな整備予定はなく、推移実績を踏まえた見込みとなります。利用者の処遇などサービスの質の向上と重度者の利用促進について、事業者との連絡・調整に努めます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ人数（人／月）	38	41	44
	実績	延べ人数（人／月）	35	36	37

◆第9期給付見込（1か月あたり）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	延べ人数（人／月）	39	40	40

③ 介護医療院

近年は数人の利用がみられ、慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、利用実績から計画期間の利用量を見込みます。

◆第8期給付見込み・実績（1か月あたり）

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護 給付	計画	延べ人数（人／月）	2	2	2
	実績	延べ人数（人／月）	1	1	1

◆第9期給付見込（1か月あたり）

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付		延べ人数（人／月）	1	1	1

(4) 介護保険給付費の実績と今後の見込み

介護サービス利用者の増加に伴い、介護保険給付費（介護サービス及び介護予防サービス）は増加傾向にあり、令和5年度（見通し）では16億円となっています。

第9期計画期間の介護保険給付費については、令和6年度の16.8億円から令和8年度には17.3億円になると推計されます。

◆介護保険給付費の第8期計画期間の実績

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見通し）
居宅サービス等	877,520	858,482	898,990
地域密着型サービス	125,727	127,155	137,666
施設サービス	487,611	536,300	559,197
合計	1,490,858	1,521,936	1,595,853

◆介護保険給付費の第9期計画期間の見込み

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス等	946,475	965,728	981,080
地域密着型サービス	150,593	153,880	157,089
施設サービス	581,511	588,800	589,182
合計	1,678,579	1,708,408	1,727,351

◆サービス別給付費の見込み【介護給付】

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)居宅サービス			
訪問介護	190,188	191,895	190,901
訪問入浴介護	17,003	17,425	17,410
訪問看護	31,527	33,831	34,033
訪問リハビリテーション	13,253	13,644	14,509
居宅療養管理指導	21,235	21,383	21,793
通所介護	190,510	196,132	199,322
通所リハビリテーション	83,328	84,310	85,626
短期入所生活介護	122,730	125,196	130,890
短期入所療養介護(老健)	4,101	4,106	5,475
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	72,550	73,353	74,663
特定福祉用具販売	2,362	2,362	2,362
住宅改修費	6,378	6,378	6,378
特定施設入居者生活介護	29,785	29,823	29,823
(2)地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	45,236	47,065	47,932
認知症対応型通所介護	2,747	2,825	2,899
小規模多機能型居宅介護	8,083	8,093	8,093
認知症対応型共同生活介護	120,808	124,057	127,266
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	8,661	8,672	8,672
複合型サービス(新設)	0	0	0
(3)施設サービス			
介護老人福祉施設	432,056	435,522	435,522
介護老人保健施設	144,560	148,377	148,759
介護医療院	4,895	4,901	4,901
介護療養型医療施設			
(4)居宅介護支援	91,602	92,440	93,134
介護保険サービス給付費計	1,643,598	1,671,790	1,690,363

◆サービス別給付費の見込み【介護予防給付】

(千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	1,321	1,323	1,323
介護予防訪問リハビリテーション	203	204	204
介護予防居宅療養管理指導	806	807	807
介護予防通所リハビリテーション	12,407	13,110	13,110
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	10,640	11,167	11,481
特定介護予防福祉用具購入費	1,371	1,371	1,371
介護予防住宅改修	2,196	2,196	2,196
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
(2)地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)介護予防支援	6,037	6,440	6,496
介護保険サービス給付費 計	34,981	36,618	36,988

3. 介護保険事業の円滑な運用

(1) 介護保険事業費と介護保険料の推計・設定

① 計画期間の介護保険給付費の推計

本計画期間の標準介護保険給付費は、サービスごとに要介護度別のこれまでの平均利用率、平均利用回数、1回あたり平均給付費の実績をもとに、推計された介護保険サービス利用者数と今後のサービス提供体制を見込んで算出しました。

また、施設給付等の食費・居住費（滞在費）の利用者負担の補足給付となる特定入所者介護サービス費をはじめ、高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・審査支払手数料は令和3年度、令和4年度の実績を踏まえて見込んでいます。

◆介護保険給付費等の推計

(円)

	3年間合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	5,114,338,000	1,678,579,000	1,708,408,000	1,727,351,000
特定入所者介護サービス費等給付額	215,596,621	70,903,756	71,944,203	72,748,662
高額介護サービス費等給付額	125,200,301	41,215,009	41,778,656	42,206,636
高額医療合算介護サービス費等給付額	14,879,152	4,901,558	4,962,870	5,014,724
算定対象審査支払手数料	4,156,900	1,369,700	1,386,500	1,400,700
標準給付費見込額	5,474,170,974	1,796,969,023	1,828,480,229	1,848,721,722
地域支援事業費	195,575,939	64,818,648	65,190,252	65,567,039

② 介護保険料の算定

第9期計画においては、第1号被保険者（65歳以上）が負担する額は、令和6年度から令和8年度までの3か年に必要とされる総給付費の23%となります。介護保険料の上昇を可能な限り抑制するために介護給付費準備基金の取崩しを行い、第9期介護保険事業計画期間における保険料基準額（月額）を5,500円と算定します。

◆介護保険料の算定

（円、人）

	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
① 標準給付費見込額	5,474,170,974	1,796,969,023	1,828,480,229	1,848,721,722	
② 地域支援事業費	195,575,939	64,818,648	65,190,252	65,567,039	
③ ②のうち介護予防・日常生活支援総合事業	90,582,320	29,820,775	30,192,379	30,569,166	
④ 合計①+②	5,669,746,913	1,861,787,671	1,893,670,481	1,914,288,761	
⑤ 第1号被保険者負担分相当額 ④×23%	1,304,041,790	428,211,164	435,544,211	440,286,415	
⑥ 調整交付金相当額 ①+③×5%	278,237,665	91,339,490	92,933,630	93,964,544	
⑦ 調整交付金見込交付割合		5.13%	5.10%	5.12%	
⑧ 調整交付金見込額 ①+③×⑦	284,726,000	93,714,000	94,792,000	96,220,000	
⑨ 財政安定化基金拠出金見込額	0				
⑩ 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	18,800,000				
財政安定化基金償還額	0				
準備基金の残高	200,000,000				
⑪ 準備基金取崩額	160,000,000				
⑫ 保険料収納必要額 ⑤+⑥-⑧-⑨-⑩-⑪	1,118,753,455				
⑬ 予定保険料収納率	97.70%				
3年間の段階別 第1号被保険者数 合計 18,035人	第1段階	3,763	1,267	1,256	1,240
	第2段階	1,491	502	498	491
	第3段階	1,051	354	351	346
	第4段階	2,518	848	841	829
	第5段階	2,249	757	751	741
	第6段階	3,043	1,025	1,016	1,002
	第7段階	2,275	766	760	749
	第8段階	986	332	329	325
	第9段階	301	101	101	99
	第10段階	125	42	42	41
	第11段階	61	21	20	20
	第12段階	38	13	13	12
	第13段階	134	45	45	44
⑭ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	17,348	5,842	5,795	5,711	
⑮ 保険料基準年額（第5段階） ⑫÷⑬÷⑭	66,000				
保険料基準月額（第5段階） ⑮÷12か月	5,500				

※第1号被保険者保険料に不足を生じないよう、所得段階ごとに人数と基準額に対する割合を乗じた数の合計（＝所得段階別加入割合補正後被保険者数）を被保険者数とみなして基準額を算定します。

介護保険給付費総額を、公費と保険料により負担して給付します。第1号被保険者の保険料が充当されるのは以下のように、全体の23%を基本に、自治体の後期高齢者割合や所得段階の分布により、調整交付金が交付され、保険料必要額が算出されます。

◆介護給付費負担割合

種別		介護給付費	地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業)	地域支援事業費 (包括的支援事業・任意事業)
負担区分				
第1号保険料		23.0%	23.0%	23.0%
第2号保険料		27.0%	27.0%	—
公費	国	25.0%	25.0%	38.5%
	県	12.5%	12.5%	19.25%
	町	12.5%	12.5%	19.25%

◆本計画期間の所得段階・負担割合・介護保険料の設定

段階	対象者	負担割合	年額 介護保険料	
第1段階	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給していて世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.455 (0.285)	30,030円 (18,810円)	
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	0.685 (0.485)	45,210円 (32,010円)	
第3段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.690 (0.685)	45,540円 (45,210円)	
第4段階	本人は住民税非課税だが同世帯に課税の方がいる 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	59,400円	
第5段階 (基準額)	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	1.00	66,000円	
第6段階	本人が住民税課税の方	前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	79,200円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	85,800円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	99,000円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	112,200円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.90	125,400円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.10	138,600円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.30	151,800円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上	2.40	158,400円

※ () 内は低所得者軽減後の負担割合、保険料額

(2) 利用促進及び低所得者への対策

① 介護保険料徴収の13段階設定

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図るため、所得段階は、令和6年度からの第9期計画期間は、第8期計画期間の9段階から、13段階となります。基準段階は、第5段階となります。

② 特定入所者等介護サービス費の給付

介護保険施設や短期入所施設の滞在費、食費等の自己負担について、介護保険施設や短期入所施設等の利用者に対し、国の定める基準費用額と負担限度額の差額を給付します。

③ 高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費の給付

世帯の1か月の居宅サービスや施設サービスに係る利用者負担額の合計が、所得区分に応じた上限額を超えた場合は、超えた金額を高額介護（介護予防）サービス費として介護保険から給付しています。

また、1年間に支払った医療保険及び介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になった場合、定められた上限額を超えた額を介護保険から高額医療合算介護（介護予防）サービス費として給付しています。

④ 福祉用具購入、住宅改修の受領委任払い方式の実施

償還払いにより利用者が負担している期間を軽減するため、受領委任払い方式を実施しています。

(3) サービスの質の向上

① 事業者との連絡・調整等

今後とも、事業所が適正な介護保険サービスの提供を図るため、県と連携して管理・指導に取り組むとともに、事業所との連絡・調整に努めます。

また、地域包括支援センターが中心となってケアマネジャーからの相談や事業所への情報提供等を行っており、今後も町・地域包括支援センター事業者と連携を図ります。

② 要介護認定

要支援・要介護認定は保険者である町がその責任と権限に基づき、一定の基準により確認する行為であり、制度の根幹をなす重要な業務です。これまでも新規及び変更申請等は町の認定調査員が行い、更新申請の一部を居宅介護支援事業所に委託しています。

また、山武郡市介護認定審査会を共同設置しており、正確・公平な観点で認定調査と審査会運営に努めるとともに、適切な助言及び指導を行います。

さらに、ICT の活用による業務の効率化等、審査会のさらなる運営改善についても検討します。

③ 施設における生活環境の向上

施設サービスにおいて、ユニットケアなど居住性が求められ、暮らしの場と位置づけられるようになりました。施設利用者が安心して自分の家として施設での生活が送れるように、今後も事業所と連携しながら、施設利用者の苦情処理体制の拡充等に取り組めます。

④ 情報提供・相談

利用者からの苦情対応、利用者・事業者・ケアマネジャーからの相談、情報提供に努めます。

⑤ 人材の育成支援

国では、介護人材確保のため、介護職員の処遇改善、多様な人材確保、離職防止・定着促進・生産性の向上・介護職の魅力向上など総合的な対策に取り組んでいます。町においても、介護人材確保に向けて、国・県と連携し進めていきます。

また、総合事業の担い手を確保する仕組みや、介護現場の業務改善、介護ロボット・ICT機器の活用を推進します。

⑥ サービス事業者の文書負担軽減

サービス事業者の文書負担軽減を図るため、国による介護サービス事業所の指定申請機

能等のウェブ入力・電子申請「電子申請届出システム」の利用開始を踏まえた対応を進めます。

(4) 介護給付適正化事業

介護給付適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。本計画期間においては、次の3事業を推進し、介護給付の適正化に努めます。

① 要介護認定

町の調査員による訪問調査及び委託訪問調査に関するチェック等を実施し、認定のさらなる平準化をめざします。(認定調査全件チェック)

② ケアプランの点検

サービス利用者について、ケアプラン分析システムを活用し、点検が必要なケアプランを抽出し、確認を行います。

また、住宅改修に関し、事前申請時の申請書の内容により点検を実施するほか、福祉用具購入・貸与について、軽度認定者の利用について申請書の点検、同居家族等の介助の状況等の把握などの点検を継続して実施します。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

不適切な給付や過剰な利用を防ぐため、医療情報と介護保険の給付情報を突合し、サービスの整合性を確認します。縦覧点検（複数月の請求における算定回数）による請求内容のチェックを行います。

◆介護給付適正化の目標

適正化事業	第9期計画目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定	900件	900件	900件
ケアプランの点検	12回	12回	12回
医療情報との突合・縦覧点検	12回	12回	12回

※これまでの主要5事業から、本計画から上記各事業に再編されます。

これまでの介護給付適正化5事業（「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」）については、国の指針を踏まえた「介護給付適正化計画」を策定し、県と一体となりその推進に取り組んできました。令和4年12月20日の社会保障審議会介護保険部会における「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「適正化の取組を推進する観点から、主要5事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取組みを含めた事業の重点化・内容の充実化を行うことが重要である。」と整理されたことから、実施の効率化を図るため「住宅改修等の点検」を「ケアプラン点検」に統合し、また費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」については、主要事業から除外し、必要性を判断し実施します。

第3章 笑顔で暮らすための介護予防・健康支援の推進

1. 健康づくりの支援

(1) 健康増進事業

① 健康手帳の交付

町民が自らの健康管理に役立てられるよう、健康手帳を配布し、各保健事業の参加や指導記録などから主体的に健康づくりが行えるよう活用について普及・啓発を行います。

② 健康教育

健康や生活習慣に関する正しい知識を深め、自らの生活習慣を見つめなおし、改善につなげられるように、様々な機会を活用して、啓発に努めます。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	3	11	12
人数	46	160	260

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	12	12	12
人数	260	260	260

③ 健康相談

毎月、保健センターで実施するほか、健診時や関係団体の活動の機会を活用し保健師・管理栄養士の健康相談や保健指導を実施します。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	22	25	36
人数	181	668	718

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	40	40	40
人数	800	800	800

④ 訪問指導

健康診査の結果、療養上の指導が必要な方へ、保健師・管理栄養士等が訪問し、相談や各種保健事業への参加をご案内し、医療が必要な場合は受診勧奨など、適切に支援できるように努めます。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活習慣に係る訪問指導 (延べ件数)	13	9	30

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活習慣に係る訪問指導 (延べ件数)	30	30	30

※令和4年度までは、感染症予防のため、訪問の必要性を判断し実施

(2) 各種健診（検診）事業

① 特定健診・特定保健指導

40～74歳の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着眼した特定健診・特定保健指導を開始しています。メタボリックシンドロームの予備群及び該当者は特定保健指導の対象となり、保健師・管理栄養士等の指導を受けることで生活改善につなげています。

また、メタボリックシンドロームの進行に伴い発症する脳血管疾患や人工透析等の生活習慣病の重症化を予防する取組みを強化し、特定疾病による第2号被保険者の要支援・要介護状態への移行を防ぎます。

生活習慣病を早期発見するため30～39歳の若年者の健診を実施します。

75歳以上の高齢者の健診は、後期高齢者健康診査を実施します。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
若年健診（人）	42	29	50
特定健診（人）	1,116	1,057	1,100
後期高齢者健診（人）	685	735	750

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
若年健診（人）	50	50	50
特定健診（人）	1,150	1,150	1,150
後期高齢者健診（人）	750	750	750

② がん検診・その他

悪性新生物（がん）は国における総死亡の約3割を占めており、がんによる死亡率は現在も増加傾向にあります。

本町においても、悪性新生物（がん）は心疾患とともに死亡率の上位となっている疾患です。がんや肺炎はがん検診・結核検診等を受け、早期発見・早期治療することで重症化を未然に防止することが可能です。

平均寿命のみならず、健康に自立して生活できる期間（健康寿命）の延伸のためには一次予防が重要であり、引き続き、国及び県の指針や目標を踏まえて、積極的にがん検診の周知を行うとともに、受診しやすい体制を整備していきます。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胃がん検診（人）	440	369	358
大腸がん検診（人）	1,017	1,024	1,050
乳がん検診（人）	853	803	805
子宮がん検診（人）	629	604	560
肺がん（検診人）	1,827	1,818	1,850
前立腺がん検診（人）	420	425	450

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん検診（人）	400	400	400
大腸がん検診（人）	1,100	1,100	1,100
乳がん検診（人）	900	900	900
子宮がん検診（人）	600	600	600
肺がん検診（人）	1,900	1,900	1,900
前立腺がん検診（人）	500	500	500

(3) 健康づくり活動

平成31年度から、九十九里町健康増進計画（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）を策定しました。

当該計画を基に様々な保健事業を展開し、健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、住民自らが自分の健康を守り、ともに支え合い、生涯にわたり健康な生活を送ることができる地域社会をめざします。

特に、本町においては、40、50代を境に疾病の発症が多いことから、働き世代を対象とした壮年期からの健康づくり事業を展開していきます。

(4) 食生活改善活動

食生活改善会では、食生活と関連が深い生活習慣病予防に重点をおき、健康づくりのための正しい知識の普及を目的に活動しています。

健康寿命を延ばし、寝たきりや介護が必要になる期間をできる限り短くするためには、欠食を避け、栄養バランスのとれた食事をとり、低栄養を予防することが大切です。

幅広い年代への食育活動を推進し、食事の大切さ、楽しさを普及する実践者として、今後も連携を強化して活動を支援します。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域伝達活動（回）	8	9	9

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域伝達活動（回）	9	9	9

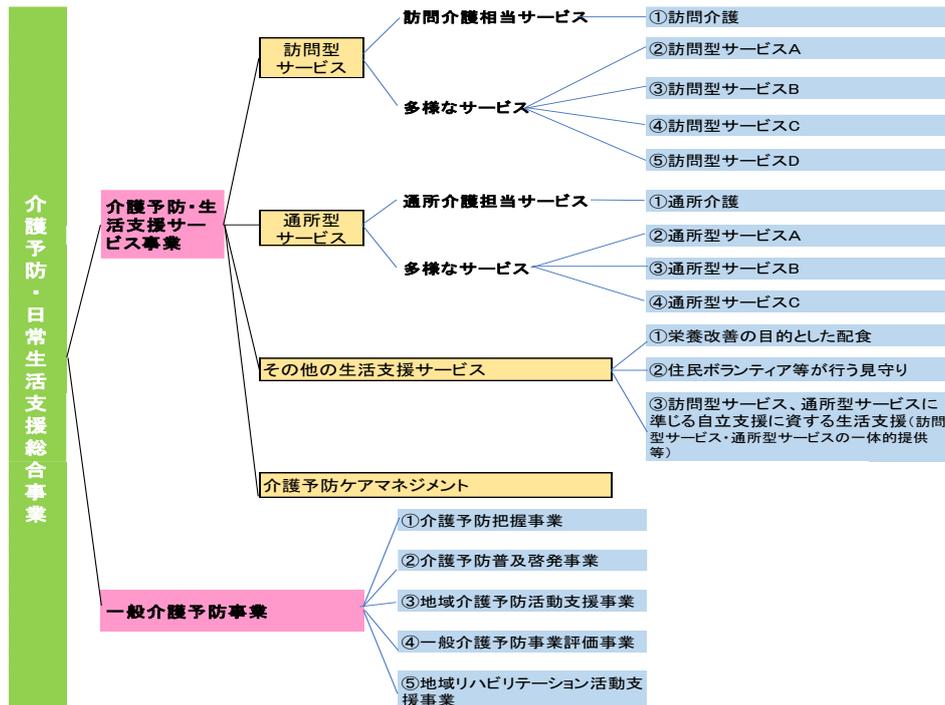
(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

これまでは「医療保険制度」による疾病予防と重症化予防のための保健事業、「介護保険制度」による介護予防事業と、それぞれの制度によって役割を分けていましたが、後期高齢者医療被保険者の方を主な対象としてフレイル対策を視野に、介護予防と保健事業を連携して高齢者への支援を行います。

2. 自立支援・重度化防止のための介護予防の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業からなる事業で、市町村が主体となって住民参加を促しながら地域全体で高齢者を支えています。

◆介護予防・日常生活支援総合事業の概要



(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業) (P13~)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
 - ①要支援認定を受けた者
 - ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業 (P14~)

- 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者（事業対象者）です。事業の対象者が、基準を緩和した専門的なサービスや住民主体で行われる通いの場、ボランティアによる送迎支援など、生活ニーズに応じた多様なサービスを活用できるよう、様々な社会資源の創出に努めるとともに体制整備を図ります。

① 訪問型サービス

従来 of 訪問介護に相当するサービスを継続して実施します。

事業者等と協議を進め、訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）の導入と併せて、通所型サービスと連携した訪問型サービス C（短期集中予防サービス）について実施方策を検討いたします。また、訪問型サービス B（ボランティアによる生活援助等）や訪問型サービス D（移動支援）といったインフォーマルなサービスについて、ボランティア等の担い手を育成していきます。

② 通所型サービス

従来 of 通所介護に相当するサービスを継続して実施します。

事業者と協議を進め、通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）の導入を検討します。また、通所型サービス B（住民主体による通いの場）の担い手を育成し、対象者がボランティアと共に身近な場所で介護予防に取り組むことができるよう、社会資源の創出に取り組めます。通所型サービス C（短期集中予防サービス）は、令和 3 年度から直営でモデル的に実施しており、早期のサービス化を目指します。

③ その他の生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食や、住民ボランティア等が行う見守り、訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）からなるもので、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方など見守りが必要な高齢者等へのサービスについて導入を検討します。

④ 介護予防ケアマネジメント

自立支援を目的として、要支援認定者等の心身の状況や、置かれている環境その他の状況に応じて、要支援認定者等の自らの選択内容などに基づき、介護予防に向けたケアを検討します。実際には、地域包括支援センターが中心となり、要支援認定者等の状況にあった適切なサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう、必要なケアをマネジメントしていきます。

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業からなる事業で、事業の対象者は、第1号被保険者のすべての者及びその支援のための活動に関わる者です。

① 介護予防把握事業

地域の実情に応じ、地域包括支援センターや民生委員等と連携し、収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に発見し、介護予防活動へつなげます。

② 介護予防普及啓発事業

通所型の介護予防事業「はつらつシルバークラブ」では、運動、栄養、口腔等に係る講座や実技を実施し、効果的かつ効率的な介護予防を実施しています。また、身近な地域での介護予防の場として、作田地区での「ちどりの里健康づくり教室」、片貝地区の「うえるかむ体操教室」や豊海地区の「はつらつシルバークラブフォローアップ教室」を継続して実施します。介護予防の大切さを知り、新たな参加者が増えるよう周知方法等の工夫を図ります。

今後は、高齢者が集まって簡単な健康体操をしながら過ごす場を増やすとともに、介護予防拠点施設「ちどりの里」の利用促進や、機能の強化の推進に努めます。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体操教室(回) (豊海/片貝/作田地区)	36	48	48

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体操教室(回) (豊海/片貝/作田地区)	48	48	48

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関心のある住民が介護予防サポーターとして、近隣の高齢者の参加を呼びかけ、通いの場などで地域包括支援センターの支援のもと高齢者の積極的な健康づくりに取り組む自主的な活動を行っています。

高齢者の社会参加及び生きがいを支援し、介護予防を推進するため、介護支援ボランティア制度の実施に向け検討します。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

効果的な介護予防のため、山武長生夷隅地域リハビリテーション広域支援センターと連携し、リハビリ専門職が通いの場に定期的に介入し、予防体操や体力測定などを行うことで通いの場の活性化や地域における介護予防、フレイル対策を推進しています。

(3) 認知症高齢者等対策（認知症施策推進計画を含む）

令和5年6月、認知症基本法が公布されました。認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らすことができるよう、国、地方公共団体等における認知症関連施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた住民が、相互に人格と個性を尊重し支え合い共生する社会（共生社会）の実現を図ることをめざしてまいります。本町においても、こうした考え方に沿った取組みを進めていく必要があります。認知症は誰にでも起こり得る、身近なものであり、生活上の困難が生じた場合でも周囲や地域の理解と協力によって解決できる社会をめざします。

◆認知症基本法に基づく基本的な施策

① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
⑥ 相談体制の整備等
⑦ 研究等の推進等
⑧ 認知症の予防等

－厚生労働省資料－

① 認知症総合支援事業

家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行う認知症初期集中支援チームを町内の病院に委託し、認知症の早期診断・早期対応に向けて、認知症専門医、作業療法士、社会福祉士などの専門スタッフがチームとなり、地域包括支援センターと連携して活動しています。

また、地域には一定の研修を経た認知症地域支援推進員を配置しており、認知症カフェ等で認知症の人やその家族を支援する相談業務にあたり、支援機関とのパイプ役として活動しています。個別相談から挙げられた認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示す認知症ケアパスの作成及び改善を行っています。

認知症高齢者の徘徊防止策として、地域の事業者や関係団体との見守りネットワーク事業や行方不明になった際に発見者が高齢者の持ち物に貼られた見守りシール（QRコード）を読み取ることで、家族への引き渡しに迅速につなげる、見守り安心シール支給事業を実施し、認知症高齢者の家族等の精神的負担の軽減及び認知症高齢者の安全確保を図ります。

見守りあんしんシールのイメージ



※「見守りあんしんシール」とは、認知症などで徘徊行動のある方が行方不明になった際に発見者がスマートフォン等で QR コードを読み取ると保護者へメールが届き、発見をサポートするものです

② 認知症予防教室

認知症予防と地域での交流の場を提供することを目的に、介護予防教室等で、読み、書き、計算を中心とした学習と簡単な運動など、「認知症予防サロン」の開催について検討していきます。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催箇所	3	3	3

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催箇所	継続実施	継続実施	継続実施

③ 認知症に関する正しい知識の普及・啓発

認知症サポーターの養成人数を KGI（重点目標達成指標）に掲げ令和 7 年度までに 3,000 人の養成を目指します。小中学生・高校生向けの認知症サポーター養成講座の継続実施や町民や職域向けの養成講座の機会を確保し、サポーターの養成を推進します。

令和 4 年 3 月、認知症高齢者はもとより、在宅における家族介護へ支援するための機関として「チームオレンジ 99」を結成しており、認知症カフェ、家庭、サービス事業所を活動拠点とし、認知症高齢者はもとより、在宅における家族介護への支援対策、認知症の早期発見・早期診断のための知識の普及・啓発を行っています。

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター数（人） （現状値：約 2,000 人）	2,500	3,000	3,500

④ 認知症カフェ

認知症カフェは、誰でも訪れることができ、認知症について気軽に学ぶことができます。医療、介護、福祉専門職や認知症サポーター、ボランティア等の協力を得て運営されており、現在「おかえりい」「おてもり喫茶室」「よったいよ」「あんどんねえさ〜」が定期開催されています。

なかでも、「あんどんねえさ〜」は認知症家族の会として、レスパイト（一時休息）を目的に訪れ、同じ悩みを持つ方とつながり、専門的な相談をできる場になっており、町内外問わず幅広く受け入れを行っています。

⑤ 若年性認知症施策の強化

若年性認知症の特性に配慮し、国や県の資料などを用いて支援のためのハンドブックを配布するとともに、家族会の情報提供など本人や関係者等が交流できる居場所づくりの設置等を促進します。

(4) 在宅医療・介護連携

在宅医療と在宅介護は、その資源の充実だけではなく、関係者が連携・相談しやすい体制の構築が必要となり、具体的な取組みとして、ア. 地域の医療・介護の資源の把握、イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援、オ. 在宅医療・介護連携に関する相談支援、カ. 医療・介護関係者の研修、キ. 地域住民への普及・啓発、ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携、の8つの取組みからなり、町が主体的に協議を進め、それぞれの取組みを行っています。

① 医療・介護の連携ネットワークの強化

多職種連携症例検討会や職種別研修会等を通じて、スタッフ間の連携強化と質の向上を図ります。

また、医療分野との連携については、医療と介護サービスをスムーズに提供する事を目的に、居宅介護支援事業所や介護老人福祉・保健施設等の介護支援専門員と病院の担当者、かかりつけ医、訪問看護師等が利用者(患者)の情報を共有するため千葉県地域生活連携シートを活用し連携を図っています。

さらに医療・介護・福祉関係者と広域的な協力関係を構築し連携強化を図ります。

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議の実施 (災害防災対策、多職種交流会、 生活習慣病重症化予防等)	継続	継続	継続

② 在宅医療体制の推進

患者の病状が急変した場合や看取りに対応するための、入院医療機関と在宅医療を行う医療関係機関の連携の整備や、服薬管理、摂食(せっしょく)嚥下(えんげ)障害の軽減や誤嚥性肺炎の予防など、在宅支援薬剤師等の養成・確保を図ります。

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
かかりつけ薬局の推進 調剤薬局内での地域包括支援センター出張総合相談窓口開設 (現状値：7局)	継続	継続	継続

◆自立支援・総合事業・認知症施策の目標

	現状	目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援・要介護認定率	17.4%	現状維持	現状維持	現状維持
訪問介護相当サービス(人)	30	30	30	30
通所介護相当サービス(人)	28	28	28	28
認知症カフェ	4か所	維持	維持	維持
認知症キャラバンメイトの養成	実施	実施	実施	実施
認知症のある要支援・要介護認定者の割合(主治医意見書でⅡ以上)	55.2%	増加を抑制	増加を抑制	増加を抑制

3. 地域包括支援センターを中心にしたケア体制の充実

(1) 地域包括ケア体制の整備

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年と、今後団塊世代の子ども世代が高齢期を迎える令和22年を見据え、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される包括的な支援体制を構築します。

一方で、平均寿命が延伸し、超高齢社会となった現状において、高齢者が“自分らしく生活できる持続可能な社会”の形成には、たとえ超高齢者とされる年齢となっても、可能な限り、健康で自立した生活をできる限り維持し続け、社会活動にも積極的に関わるのが重要となります。

本町は、地域の自主性や主体性を基に、高齢者における地域の共通課題について町民とともに考え、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

(2) 地域ケア会議

高齢者一人ひとりに対する支援の充実と、それを支える地域基盤整備を進めるため、ケアマネ研修会や地域ケア会議を積極的に開催します。医療・介護等の多職種との協働により、高齢者の個別課題を解決し、地域支援ネットワークの構築を図ります。

今後は、個別ケースの課題を積み重ね、地域に共通する課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発・地域づくり、さらには地域基盤の整備につなげていくことで、高齢者それぞれの自立支援・重度化防止につながります。このため、医師・リハビリ職・薬剤師等の協力を得ながら研修を行ってきており、これを活用した形で、自立支援型の地域ケア会議の確保に向けて取り組めます。

(3) 地域包括支援センター機能の充実

① 地域包括支援センターの運営

高齢者人口の増加に伴い、身近な地域で相談体制を整え、高齢者に対する細やかな支援にあたるため、地域包括支援センターを設置しています。

また、本町は委託方式で運営しており、更なる機能強化を図ります。

② 地域包括支援センターの人員体制

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職を配置しています。職員研修の充実等による質の確保や専門性の向上を図り、人員体制の強化に努めます。

③ 日常生活圏域の設定

地域密着型サービスは、身近な地域での事業提供や相談の単位として、日常生活圏域が定められています。要介護認定者の状況、サービス事業者の立地状況、地域性を勘案して、町内を1圏域と設定しています。

(4) 包括的支援事業

① 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2の認定者の介護予防サービスケアプラン作成とケアマネジメントを地域包括支援センターが中心となり、マネジメントに重点を置き、効果的に実施します。

また、介護保険法改正により令和6年度から、居宅介護支援事業所に対する介護予防支援の指定が拡大されることになるため、適切な連携等について進めていきます。

② 総合相談支援

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者やその家族の抱える生活上の悩みや不安を受け止め、必要な支援につなげることが重要となります。

また、地域包括支援センターなどの身近な相談窓口に加え、ケアマネジャー、介護事業者及び民生委員等の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制の充実・強化を図ります。

③ 権利擁護支援

判断能力の十分でない認知症高齢者等が適切な介護サービスを選択し、利用しながら地域での暮らしを継続できるよう支援することが重要です。このため、引き続き権利擁護支援に係る施策に取組み、専門機関との連携強化に努めていきます。

また、支援が必要な方に対し成年後見制度などの利用促進と町社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業との連携を図ります。

◆地域包括支援センターの目標

	現 状	目 標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議	実施	実施	実施	実施
ケアマネ研修会	実施	実施	実施	実施
自立支援型地域ケア会議	実施	実施	実施	実施

(5) 任意事業

① 介護慰労金支給事業

要介護4以上の重度要介護者で介護保険サービスを利用せず在宅において介護している家庭内介護者に対し、介護による経済的かつ精神的負担を軽減し、家族介護に対する慰労を図るため、慰労金を支給しています。

② 成年後見制度利用支援事業

高齢者や障がい者の方の成年後見制度について相談を受け付けており、正しい知識の周知を図るとともに、必要に応じた手続き・相談の体制を確保します。

収入や資産の状況から後見・保佐・補助開始の申立て費用や、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行っています。

4. 自立した暮らしを支える施策の推進

(1) 生活を支えるサービス

① 生活管理指導員派遣事業

疾病ではないものの、体調が不良な状態に陥っている 65 歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、身の回りの掃除や買い物などの家事に関する支援や、生活、身上に関する相談、助言などの生活管理指導を実施します。

② 生活管理指導短期宿泊事業

要介護状態になるおそれのある在宅のおおむね65歳以上の高齢者を対象に、養護老人ホーム等の空き部屋を利用して、対象者を一時的に宿泊させ、生活習慣指導や体調管理をはじめとした生活全般の管理指導を実施します。また高齢者を養護（介護）する家族が疾病、冠婚葬祭等の理由により、養護ができなくなった場合の緊急一時的な対応策としても実施します。

③ 食の自立支援事業（配食サービス）

町社会福祉協議会では地域のボランティア等の協力を得て、一人暮らしの高齢者等に定期的にお弁当を届けており、安否確認や人とのふれあいの機会となっています。楽しみにされている高齢者も多くみられ、今後も継続して実施します。

④ 緊急通報装置設置事業

65 歳以上の高齢者のみ世帯または日中独居となる方を対象に、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを貸与しています。また、日常生活上の不安感を解消し、安心できる生活環境の確保を図るため、設置者に「お元気コール」として月 1 回の電話による身体状況の把握及び相談業務を実施しています。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数（世帯）	184	219	252

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数（世帯）	290	330	380

⑤ 高齢者日常生活用具給付・貸与事業

おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、電磁調理器、火災警報器等の用具の給付や町名義の電話を貸与しています。

また、町社会福祉協議会では、ギャッジベットや車椅子等の福祉用具の貸し出しを実施し、在宅で安心した生活が送れるように支援しています。

⑥ 介護用品支給事業

介護保険の要介護 3・4・5 の認定を受けており、住民税が非課税の世帯で、在宅介護を受けている方を対象に、オムツ用品、清拭剤、消臭剤、ドライシャンプー、使い捨て手袋の購入費用の一部を助成しています。令和 4 年度は延べ 389 人に助成しました。

(2) その他の福祉サービス

① はり・きゅう・マッサージ等助成事業

65 歳以上の方が、はり・きゅう・マッサージ等の施設を利用する場合に、施術に要する費用の一部を助成しています。

◆実施状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者 (人)	62	84	110

◆計画値

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者 (人)	110	110	110

② 米寿・百寿祝金等

多年九十九里町の発展に尽くして来た町内に居住する満 88 歳、満 100 歳の高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに長寿者にお祝い金を支給しています。

◆実施状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
米 寿 (人)	117	115	130
百 寿 (人)	3	7	10

◆計画値

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
米 寿 (人)	130	130	130
百 寿 (人)	10	10	10

③ 養護老人ホームの入所

65 歳以上の高齢者で、身体や精神、居住環境上の理由及び経済上の理由により在宅での生活が困難な高齢者を対象とする入所施設であり、利用希望者の心身や生活状況に応じ、入所措置を実施しています。

④ 高齢者の住まいの確保に向けた施設との連携

ア 養護老人ホーム

65 歳以上の高齢者で、低所得で身寄りがなく虚弱であるなど、在宅での生活が困難な高齢者を対象とする入所施設です。

今後一人暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、養護老人ホームの事業者等との連携を図ります。

イ ケアハウス（軽費老人ホーム）

60 歳以上で、身体機能の低下等で在宅の生活に不安があり、家族の援助を受けられない方が入所する施設です。

今後一人暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、軽費老人ホームの事業者等との連携を図ります。

ウ 有料老人ホーム

高齢者の方々が安心して快適な生活を送ることができるように、おおむね 60 歳以上で、共同生活が可能な方が入所できる施設です。

今後一人暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、有料老人ホームの事業者等との連携を図ります。

エ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し、高齢者を支援するサービスを提供する施設です。

今後一人暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、サービス付き高齢者向け住宅の事業者等との連携を図ります。

◆第9期必要入所（利用）定員、入居定員総数

認知症対応型共同生活介護 必要入所（利用）定員（人）	特定施設の指定を受けていない有 料老人ホーム入居定員（人）	特定施設の指定を受けていないサー ビス付き 高齢者向け住宅 入居定員（人）
36	68	22

一県報告資料（令和5年12月1日現在）一

第4章 高齢者の生きがいつくりと高齢者を支える地域づくり

1. 高齢者の意欲的な活動への支援

(1) 就業支援

働く意欲のあるおおむね 60 歳以上の町民が多様な就業機会を確保できるように、町社会福祉協議会内にシルバー人材センターを設置しています。主に除草作業や植木の手入れ、屋内外の清掃作業などに従事しています。

今後は積極的に会員募集を呼びかけるとともに、生きがいつくりや仲間づくりの場として活動できるよう支援します。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材センター 会員数(人)	36	40	45

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター 会員数(人)	50	55	60

(2) 生涯学習・生きがい対策

生涯学習は、自己の充実・啓発や生活向上のため、各人の自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法を自ら選択して生涯を通じて行う様々な活動です。

健康で生きがいをもって生涯を送るには、多くの経験を積み重ね、豊富な知識や能力を有している高齢者が、社会の一員として活躍することのできる環境が必要です。中央公民館やつくも学習館では、各種団体やサークルが活動し、高齢者の「学習の場」「集いの場」として利用されています。また、世代を超えた「交流の場」として、町スポーツ・レクリエーション大会を開催し、生涯学習の場を確保しています。

令和4年7月に「九十九里町スポーツ広場」を整備し、活動の場を提供することで、高齢者の健康づくり・介護予防を支援しています。

今後は、生涯学習活動や生きがい活動は、世代や地域を超えた交流などの広がりを期待

できることから、文化団体、社会教育団体、婦人会、ダイヤモンドクラブ等の生涯学習関連団体の支援・充実に努めるとともに、町民一人ひとりの個人的な学習活動の活性化や自主的なグループ・サークルの育成・援助、団体相互の交流を積極的に推進します。

(3) 交流・社会参加活動

高齢者は地域活動の重要な担い手でもあり、地区の活動に多くの高齢者が参加しています。本町では町社会福祉協議会を事務局に、九十九里町ダイヤモンドクラブ連合会が組織されています。

地区のクラブ活動を中心に活動されており、地域の活動にも積極的に参加されています。今後はさらに地域の重要な存在として役割を担い、介護予防ボランティアとして、また子どもとの交流活動など社会参加や交流の幅と機会を広げ、高齢者が意欲的に活動できるように支援します。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	20	19	17
会員数(人)	911	861	545

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ数	18	19	20
会員数(人)	570	600	630

2. 高齢者を支える地域づくりの推進

(1) 地域の見守り活動の推進

① 支え合いの仕組みの確立

民生委員・児童委員やボランティア活動などを通し、地域の人が高齢者に「だいじょうぶ」と声をかけあえる活動・機会を防犯・防災、交通安全対策も含め多様な場面で取組めるように努めます。

② ボランティア活動への参加促進と活動支援

町社会福祉協議会は、ボランティアの育成、ボランティアグループ間の連携と情報交換などボランティア活動の拠点となっています。ボランティア連絡協議会加入者や個人活動者も含め活動しています。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人ボランティア 登録数(人)	8	34	38
団体ボランティア 登録数	10団体(284人)	10団体(268人)	10団体(285人)

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個人ボランティア 登録数(人)	41	46	51
団体ボランティア 登録数	10団体(290人)	10団体(295人)	10団体(300人)

③ 町社会福祉協議会の活動支援

町社会福祉協議会は地域福祉活動の中核として、「地域連帯と支え合いに結ばれた社会」をめざして、地域ぐるみ福祉ネットワーク事業、ボランティア育成活動をはじめ、在宅福祉サービス、高齢者支援活動や、資金貸付事業・相談事業等を実施しています。地域社会の協力がなければ、高齢者を多面的に支援する活動やあたたかな地域づくりは進まない状況であり、地域でのサロンへの関わりやボランティア活動への参加促進など、今後も町社会福祉協議会との連携を図りながら、活動を支援します。

④ 高齢者見守りネットワークの充実

コミュニティの希薄化による高齢者の孤立死・孤独死が社会問題になっていることから、「高齢者見守りネットワーク」により町と協力事業者、警察・消防、民生委員などが連携し、見守り体制を強化していきます。

(2) 生活支援推進体制の確保

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「支え合う地域づくり協議体」の設置など（「生活支援体制整備事業」）を通じて、サービスが創出されるよう以下のような取組みを総合的に推進します。高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを進め、今後も様々な地域資源を活用し、高齢者とその家族を支える生活支援体制を確保します。

- 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- 関係者のネットワーク化
- めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一
- 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ニーズとサービスのマッチング

① 生活支援コーディネーターによる地域支え合い活動の充実

地域で活躍する人を生活支援コーディネーターとして配置し、行政とボランティア団体等との中間に立ち、生活支援におけるサービス・社会資源の充実と、住民主体による支え合い体制づくりの啓発活動につなげます。

② 協議体の設置・運営

生活支援・介護予防サービスの体制整備を図るため、定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を設置し、課題の掘り起こしと課題解決のための検討を行います。

また、協議体の事務局を社会福祉協議会に委託し、各地域のニーズの把握や、情報交換が効果的に実施できるよう、各地域の町民との共有・連携強化を図ります。

③ 移動支援

町内のデイサービス事業所協力のもと、社会福祉協議会で実施している外出支援を拡充し、町外への買い物支援を実施しています。

また、介護予防拠点施設「ちどりの里」で毎週実施している通いの場「おてもり喫茶室」への送迎支援を実施し、社会福祉協議会で実施している外出支援との相互交流につなげます。

(3) 安心・安全対策の推進

一人暮らしの高齢者が増え、特殊詐欺や悪質商法などの犯罪や交通事故への対応が不可欠となっています。また、地震など自然災害に対しても、災害弱者といわれる高齢者や障がい者、子どもたちへの予防と応急対策が求められており、九十九里町地域防災計画においても予防対策・応急対策等が示されています。

① 災害時における避難体制の整備

近年の大規模な自然災害が発生した場合に備え、安全対策の体制づくりを進めていきます。

令和5年3月「九十九里町避難行動要支援者登録制度実施要綱」を制定し、庁内における防災と福祉の連携や福祉専門職、自主防災組織を中心とした地域住民などとの連携を行い実効的な個別避難計画の取組みを進めます。

② 避難行動要支援者名簿の作成・活用

災害対策基本法や地域防災計画に定められた避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関と避難行動要支援者情報を共有します。

(避難行動要支援者 : 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者)

③ 要配慮者の安全確保

地域防災計画に定められた要配慮者について、水防法に基づく浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設の管理者との連携のもと避難確保計画の登録更新や避難訓練の実施を支援します。

(要配慮者 : 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)

④ 暮らしの安全を守る防犯対策

悪質な詐欺や商法の被害者は高齢者が多くを占めていることから、防災無線や行政メール(くじゅうくり安全・安心メール)を活用し、注意喚起を促すとともに防犯意識の向上を図ります。

(4) 感染症に対する備え

① 感染症予防対策

インフルエンザ等の感染症の発生状況や予防対策については、国・県と連携し、町民に対し必要な情報の提供を行っております。事業や催し物の際は感染症対策を徹底します。

また、高齢者の疾病予防のため、インフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチンの予防接種に対し、一部助成をしています。今後も引き続き疾病予防推進のため、個別通知等により予防接種の勧奨を実施します。

◆実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
インフルエンザ(人)	3,377	3,338	3,500
肺炎球菌(人)	196	175	200

◆計画値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
インフルエンザ(人)	3,500	3,500	3,500
肺炎球菌(人)	200	200	200

② 介護保険事業所等の感染症対策

災害により発生しうる感染症に対する備えについて、介護事業所等と連携し、物資の備蓄・調達状況の確認を実施するとともに、避難訓練の実施等について助言を行います。

また、感染症や災害に係る業務継続計画（BCP）を作成し、不測の事態が起こった場合にも、利用者に必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を確保するための支援を行います。

資料編

(1) 九十九里町介護保険運営協議会に関する規則

平成 12 年 3 月 23 日
規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九十九里町介護保険条例(平成 12 年九十九里町条例第 9 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定により、介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(掌握事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について掌握する。

- (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の達成状況について専門的及び総合的な立場からの助言に関すること。
- (2) 事業計画の策定、見直しに関し専門的及び総合的な立場からの助言に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画の策定及び実施目標やその他必要な事項について専門的及び総合的な立場からの助言に関すること。
- (4) 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定、同条第 4 項の地域密着型介護サービス費の額並びに第 78 条の 4 第 5 項の指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関すること。
- (5) 介護保険法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定、同条第 4 項の地域密着型介護予防サービス費の額並びに第 115 条の 14 第 5 項の指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関すること。
- (6) 介護保険法第 58 条第 1 項本文の指定に関すること。
- (7) 介護保険法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センターの運営に関すること。
- (8) 公的介護施設等の整備及び公的介護施設等を整備する事業所の選定に関すること。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、町長が委嘱する委員 9 名以内をもって組織する。

- (1) 被保険者を代表する者 3 名以内
- (2) 保健・医療・福祉を代表する者 4 名以内
- (3) 学識経験者 2 名以内

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することは妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は委員のうちから会長が選任する。

(会長等の職務)

第5条 会長は、会議を招集し、議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において関係職員に対し説明、又は資料の提出を求めることができる。

5 関係職員は、会議に出席して意見を述べるができる。

(庶務)

第7条 委員の会議に関する庶務は、介護保険の所掌課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に図って決定する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 8 月 1 日規則第 23 号)

(施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 5 月 24 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 1 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 20 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 11 月 2 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日規則第 17 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 九十九里町介護保険運営協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

委員区分	氏名	備考
被保険者代表	山田 康夫	
	大池 久男	会長
	関谷 理恵	
保健・医療・福祉代表	高橋 佑輔	
	鈴木 茂	
	猿田 正子	
	高宮 憲夫	
学識経験者	西村 みほ	任期：令和5年10月6日 ～令和7年3月31日
	小松 倉敏	

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

(3) 策定経過

年月日	内容等
令和5年 1月10日 ～2月13日	日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査の実施
令和5年 3月30日	令和4年度 第2回九十九里町介護保険運営協議会 (1) 令和5年度介護保険特別会計当初予算について (2) 第9期介護保険事業計画策定に向けたアンケートの調査結果について
令和5年 10月19日	令和5年度 第1回九十九里町介護保険運営協議会 (1) 令和4年度介護保険特別会計決算の報告について (2) 第9期介護保険事業計画策定に向けた給付費等の見込について
令和6年 1月25日	令和5年度 第2回九十九里町介護保険運営協議会 (1) 令和6年度介護保険特別会計当初予算について (2) 高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画(案)について
令和6年 1月29日 ～2月9日	パブリックコメントの実施

九十九里町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行日 : 令和6年3月

編集・発行 : 九十九里町 健康福祉課

〒283-0195 山武郡九十九里町片貝 4099 番地

TEL 0475 (70) 3184 (直通)

<https://www.town.kujukuri.chiba.jp/>